

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日

平成 2 8 年 第 4 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 8 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 ( 第 1 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 ( 水 )

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 4 時 1 8 分

出 席 議 員 ( 1 0 名 )

1 番	竹 内	き み 代	2 番	藤 井	清 隆
3 番	村 山	一 彦	4 番	吉 田	哲 也
5 番	井 上	武 津 男	6 番	岡 田	泰 正
7 番	岡 本	正 意	8 番	小 西	啓
9 番	岡 田	勇	1 0 番	畑	武 志

欠 席 議 員 ( 0 名 )

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	中	嶋	浩	喜
地方創生担当課長	草	水	清	美			
地域力推進課長	古	田	良	明			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	岡	田	博	之			
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	山	本	千	代	美		

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	3	番	村	山	一	彦					
							4	番	吉	田	哲	也					

## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第60号 和束町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第61号 京都地方税機構規約の変更について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 2 8 年和東町議会第 4 回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

本日は、本当にお忙しい中、議員の皆さんを招集させていただきましたところ、全員出席いただきましてありがとうございます。

今もありましたように、平成 2 8 年第 4 回和東町定例議会をこうして招集できたことを本当にうれしく思っております。

今回の定例議会には、条例の改正、また補正予算、そして同意案件等予定いたしておりますので、どうか慎重なご審議をいただきまして、全議案とも原案どおり通していただきますことをお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもご苦労さんでございます。

ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、3 番、村山一彦議員、4 番、吉田哲也議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの9日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの9日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、平成28年度第7回の出納検査結果の報告がありましたので、結果報告を希望の議員は事務局にてごらんください。

次に、12月9日付で、和束町商工会会長、井上勝司氏から、商工会に対する財政援助の強化について、小規模企業振興基本法制定を踏まえた商工会への支援及び財政援助の強化についての2件の要望書が出されております。

また、会議規則第127条の規定により実施いたしました議員派遣については、お手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、井上武津男議員。

○総務厚生常任委員長（井上武津男君）

それでは、私のほうから、総務厚生常任委員会報告をいたします。

本委員会は、12月2日に、町長、副町長、関係課長の出席を求め、平成28年度の事業の進捗状況を中心に事務調査を行いました。

初めに堀町長から、本町では地方創生を着々と取り組んでいるとの報告があり、5年後にはワールドマスターズが日本で開催され、和束町においてはマウンテンバイクの開催が決まり、まちづくりを進めていきたい、また、来年度はお茶の京都のターゲット

ットイヤーで、京都府と連携をとり進めていきたいとのことでした。

次に、平成28年度の進捗状況の説明があり、初めに、一般会計の予算執行状況では歳入37億65万円の予算現額に対し21億5,799万円の収入で、収納率が58%。歳出累計額は14億5,611万円で、執行率は39%となっていました。

主な課別の事業進捗状況を見ますと、初めに総務課では、庁舎改修工事の進捗は工程どおり進んでいる。11月5日、6日に開催した茶源郷まつりの来場者数9,800人との報告がありました。

茶源郷行政情報配信システム維持管理等事業について、現在、光ボックスの設置件数は420世帯で、庁舎改修工事とあわせて議会中継を視野に入れ、光ボックスの設置普及に努めたい。

地域力推進課では、和東町の景観を生かしたまちづくり推進事業では、住民の景観に対する意識醸成を図る勉強会など原山・湯船地区で行われた。

また、民間国際交流事業推進では、和東町に向けて民間レベルでの海外交流の推進支援を商工会に委託予定。

観光客へのおもてなし機能を充実させるため、観光案内所新築工事は計画どおり進捗している。

お茶の京都拠点機能充実支援事業では、おもてなし機能を充実するためレンタサイクル電動自転車を購入。

福祉課では、臨時福祉給付金給付事業では、低所得世帯に対する負担緩和する給付金343人の申請がありましたが、まだ申請されていない家庭があるため、申請期間を12月26日まで延期された。

また、施設介護サービス事業では、施設サービス者数は介護老人福祉施設47名、介護老人保健施設32名、介護医療型医療施設4名との報告がありました。

これら説明に対して各議員からは、豊かな森を育てる府民税のどのように課税され、また和東町の配分は、トンネル化早期実現に向けた経済効果の調査業務の進捗及び完

了はいつごろか、奈良交通バスでの観光客はどれだけ利用されているのか、地域おこし協力隊3名の受け入れをどのように配置されているのか、国民健康保険税は現時点の収納率はどのような状況かについて各種の意見・質疑が行われ、担当課長等からそれぞれ答弁を求めました。

また、このほか、平成28年度町政懇談会、庁舎耐震補強及び改修工事設計変更について資料より担当課から説明され、午後からの現地調査では、湯船森林公園マウンテンバイクコースの視察担当者から今後のコース整備、課題などの説明受け、当日の現地調査を終えました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

それでは、私から、12月5日に開催いたしました産業常任委員会の報告を行います。

初めに堀町長の挨拶の後、奥田副町長から本年度の予算執行状況について説明があり、続いて、農村振興課長、建設事業課長から所管事務の進捗状況について報告がありました。

その後、各委員との質疑応答があり、農村振興課関係では、和東運動公園美化事業についてどのように実施されているのか、産地パワーアップ農産物処理加工施設てん茶加工工場の現在の状況は、和東町雇用促進協議会実践事業の取り組み状況、茶源郷まごころサポート事業買い物弱者支援の現状は、野生鳥獣被害総合対策事業の現状などが出されました。

また、建設事業課関係では、道路拡幅改良工事の進捗、その他工事の今後の計画について意見・質問が出されました。

これに対し担当課長からは、和東運動公園美化事業は、公園内の草刈り、テニスコ



ートの管理等を一般財団法人和東町活性化センターに委託をしている。

てん茶加工工場の計画承認は10月25日に京都府から計画承認があり、事業主体である株式会社しきぶがてん茶加工工場の入札を行われました。

和東町雇用促進協議会実践事業の取り組み状況は、自伐採木材を利用した木ブロックの開発、今後、保育園等に試行的に使用を検討されている。

また、ハーブを使った商品開発や各種のセミナーの開催もされている。

買い物弱者支援は商工会でお願いし、現状は9月末までは3件で、お助けたまた幅広対応を検討している。

野生鳥獣被害総合対策事業については、石寺地区におりを1カ所設置し、餌づけを行っている。今後の野猿の出現状況を把握し、個体調整を行いたいとのこと。

和東町簡易水道統合事業では、木屋送水管・西部連絡送水管工事と町道山口線拡幅改良工事については11月28日に発注。舗装維持管理工事では、町道湯船朝宮線・東谷崩ノ前線と2河川浚渫工事、町道維持修繕工事関係も1月中旬ごろ順次発注していきたいとの答弁・説明がありました。

午後からの現地視察では、和東浄水場遠隔監視システムの視察、担当者からシステムの説明を受け、この日の調査を終えました。

以上で報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続いて、一部事務組合議会等の報告を求めます。

相楽中部消防組合議会、吉田哲也議員。

○相楽中部消防組合議会（吉田哲也君）

相楽中部消防組合議会報告をいたします。

平成28年第2回相楽中部消防組合議会定例会が11月21日午前10時から消防本部庁舎で開催されました。

初めに河井管理者から、救急救命士の養成状況について、本年8月23日から職員

2名を京都市救急教育訓練センターに派遣している。職員採用計画に基づき9月に職員採用試験を実施した。また、4月に発生した熊本地震において消防本部から緊急消防援助隊京都府大隊として救急隊1隊、後方支援隊1隊、職員延べ14名を6日間派遣した。その他消防施設装備等の整備について報告がありました。

続いて、副議長の選挙があり、笠置町の杉岡義信議員が選任され、議会運営委員議員に笠置町の田中良三議員が選出されました。

また、相楽中部消防組合消防賞じゅつ金等審査委員補充議員に笠置町の杉岡義信議員と南山城村の廣尾正男議員が、相楽中部消防組合表彰審査委員補充議員に南山城村の梅本章一議員がそれぞれ選出されました。

続いて、議案の審議に入りました。

承認第1号、専決処分事項の承認を求める件（平成27年度一般会計補正予算（第4号））について、みらい戦略一括交付金が541万1,000円増額したことによる増額補正の専決処分をされ、賛成者全員で承認されました。

認定第1号、平成27年度相楽中部消防組一般会計歳入歳出決算認定の件について、歳入総額15億5,597万8,249円、歳出総額15億1,682万6,329円、歳入歳出差引額及び実質収支額3,915万1,920円の黒字となり、賛成者全員で認定されました。

議案第5号、相楽中部消防組合行政不服審査会条例制定の件、議案第6号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件について、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、行政不服審査会を設置する必要があるため、また、関係条例を一括して改正するためそれぞれ条例を制定するもので、賛成者全員で可決されました。

議案第7号、相楽中部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、人事院勧告に基づき、俸給表の平均0.2%引き上げ、賞与の支給率を年間4.20月分から4.30月分に引き上げられたことにより条例の一部を改正され、賛成者全員で可

決されました。

議案第8号、平成28年度相楽中部消防組合一般会計補正予算第1号の件について、人事院勧告による職員手当等の増額、消防施設整備費積立基金の増額等により1,223万7,000円を補正、賛成者全員で可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、相楽郡広域事務組合議会、小西 啓議員。

○相楽郡広域事務組合議会（小西 啓君）

組合議会の報告をさせていただきます。

去る11月21日に相楽会館2階大ホールにおいて、平成28年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

組合の主な取り組みについて、次のように代表理事から報告がありました。

平成28年度一般会計では3億6,500万円、特別会計では2,460万円の予算で各種の事業を進めており、1点目として、し尿処理業務では、平成28年度上半期の搬入量は、し尿は、前年比で10.9%、浄化槽汚泥は1.9%それぞれ減少しており、全体では5.9%の減少となっており、今後も下水道の普及に伴い減少していくことが予想される。

2点目として、相楽消費生活センターでは、消費生活相談員による相談業務を初め、啓発講座の開講や積極的な消費生活出前講座の実施等により、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めている。

3点目として、相楽休日応急診療所の運営については、平成28年度上半期の受診者数は284人で、1日平均で8.4人、前年度比で27件、8.7%の減少となった。

4点目として、相楽会館については貸し室は大ホールのみで、上半期の実績は9件、864人の利用で、前年度比で9件、990人の減少となっており、現在、市町村企画担当課長で構成される広域幹事会において、相楽会館の今後のあり方について検討

をさせている。

5点目として、ふるさと市町村圏事業では、ホームページにより、本組合が保有する情報の発信をしている。

なお、ふるさと市町村圏振興事業基金7億円は、現在、京都銀行木津支店の定期預金に預け入れをしているが、平成29年3月30日で5年定期の満期を迎えることから、基金のあり方や今後の事業のあり方について、広域圏幹事会で検討をさせている。

続きまして、認定第1号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額は3億8,470万669円、歳出総額は3億8,234万7,309円、歳入歳出差引額は235万3,360円でありました。全員賛成で認定されました。

次に、認定第2号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出認定について、歳入総額1,860万7,456円、歳出総額1,676万3,822円、歳入歳出差引額は184万3,634円でありました。賛成多数で認定されました。

続きまして、議案第9号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）については、全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（畑 武志君）

続きまして、山城病院組合議会及び相楽東部広域連合議会報告を求めます。

岡田 勇議員。

○山城病院組合議会・相楽東部広域連合議会（岡田 勇君）

山城病院組合議会報告をいたします。

1 1 月 1 4 日、平成 2 8 年第 2 回国民健康保険山城病院組合議会が、議員、管理者、副管理者、院長、関係職員のもと開催をされました。

最初に、笠置町議会議員の選挙が執行されたことに伴い、議長の選挙があり、選考委員による指名推選の結果、笠置町の西岡良祐議員が選任されました。

続いて、管理者から諸般の報告があり、6 月より月 2 回、和束町国民健康保険直営診療所の診療支援を実施している。また、医師確保における取り組みについて報告がありました。

続いて、議会運営委員会の委員の選任について、笠置町の田中良三議員が選任されました。

次に、1 名の議員から救急患者の受け入れの体制を強化することについて一般質問されました。

議案の審議に入り、同意第 3 号、公平委員会の委員の選任について、任期満了となる安井恒夫が引き続き選任をされました。

認定第 1 号、平成 2 7 年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計決算認定については、患者 1 人 1 日当たりの単価が増加したことにより、安定した収益確保ができ、結果、純利益として約 3,594 万 4,000 円を計上することができ、6 期連続となる黒字決算となり、全員賛成で認定をされました。

認定第 2 号、平成 2 7 年度山城病院組合病院組合介護老人保健施設事業会計決算認定については、入所者数は昨年度と比べ減少したが、約 5 1 2 万 8,000 円の純利益を計上することができ、2 期連続の黒字決算となり、全員賛成で認定されました。

続いて、第 6 号議案、国民健康保険山城病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、2 8 年度の人事院勧告に基づき、給与条例について一部を改正され、全員賛成で可決をされました。

また、第 7 号議案、平成 2 8 年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第 1 号）及び第 8 号議案、平成 2 8 年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施

設事業会計補正予算（第1号）について、人事院勧告に伴う給与費の増額などで、それぞれ全員賛減で可決をされました。

その他、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、使用料等徴収条例の一部を改正され、全員賛成で可決をされました。

以上、報告といたします。

続きまして、相楽東部広域連合議会の報告をいたします。

去る12月8日午前9時30分から南山城村議場で、平成28年相楽東部広域連合3回定例会が行われました。

開会宣言に続いて会期の決定後、閉会中の委員会報告があり、一般質問に入りました。

初めに、北久保議員から「相楽東部未来づくり推進協議会」や「相楽東部の公共交通網」や「いじめ問題解決」について、続いて杉岡議員から「給食費や献立変更」「笠置保育所・小学校との合同運動会実地」について、最後に私から「テールアルメ擁壁にかかわる損害賠償請求事件のその後の報告」や「伊賀・山城南定住自立圏の形成」についてそれぞれ質問されました。

次に、認定第1号、平成27年度相楽東部広域連合一般会計決算認定については、審議の結果、賛成多数で可決をされました。

続いて、議案第6号、平成28年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ544万5,000円を追加し、歳入歳出総額を8億3,510万3,000円とするもので、主な補正理由は、平成27年度の剰余金を前年度繰越金として計上し、番号制度に係る業務遂行のためLGWAN関係の経費を補正したもので、全員賛成で可決をされました。

次に、議案第7号、物品購入の締結「南山城小学校情報教育システム機器購入」について、全員賛成で可決をされました。

次に、同意第4号、相楽東部広域連合監査委員の選任につき同意を求める件につい

ては、代表監査委員の任期が平成29年1月25日に満了することから、次期代表監査委員の選任同意を全員賛成で可決されました。

次に、同意第5号、相楽東部地域公平委員会委員の選任につき同意を求める件については、委員の任期が平成29年1月25日に満了することから、次期委員の選任同意を全員賛成で可決されました。

最後に、委員会の閉会中の継続審査及び調査をすることと決定をし、会議が閉会いたしました。

以上で、平成28年相楽東部広域連合第3回定例会の報告といたします。

○議長（畑 武志君）

以上で、報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1問目は、和東町の移住対策について質問します。

昨年秋の国勢調査によりますと、和東町の人口は3,956人との発表で、この5年間で526人減少しました。府内における減少率の上位は、笠置町15.8%、南山城村13.8%、伊根町12.4%、和東町は11.7%であり、府内においてワースト4位で、いずれの町村も10%以上の減少率となっています。

本格的な人口減少時代に対応すべく本町では、新たな総合計画や人口ビジョンをもとに目標を立て、取り組みを進めていただいていることは大変評価するものでありま

すが、人口減少とともに、ますます増加する空き家と耕作放棄地、特に、適切な管理が行われていない空き家の存在も目立つようになってきており、地域の活力が低下してきている地域も見られます。

本町では2年前に、空き家を活用した住宅確保の上から、または、今後のまちづくりに向けた対策に活用するため空き家調査をされました。その結果、空き家と思われるものが108戸、そのうち利用可能が86戸、利用不能が22戸であることがわかりました。その後のアンケートによる再調査では、利用可能な86戸のうち20戸が利用可能であると確認されています。

全国的にも、地方自治体などが運営する空き家バンクが設置される中、南山城村や笠置町においても実施されております。本町での空き家バンク実施に向けての進捗状況をお伺いいたします。

2点目は、人口減少に何とか歯どめをかけ、活力と魅力のある和東町を目指すために、後期基本計画にあります4年後の人口4,300人に向けてさまざまな取り組みが急務であります。「住んでみたい、住んでよかった」と言われるような町を実現していくために、移住・定住の施策を展開していくことが求められるところであります。

そこで、人口減少が続き厳しい状況にある相楽東部を中心に、京都府山城振興局の広域な取り組みとして「移住呼びかけ人」認定制度があります。3年間で100人の移住を目指し、農作業体験などの都市農村交流やマウンテンバイクレースの開催、整備が進む道の駅を活用した雇用拡大などを進めるとあります。

本町においては、この数年、若者が移住して、それぞれの分野で仕事や活動に励んでおられることも新しい話題になっています。「移住呼びかけ人」の活動やこれまでの移住・定住に対する取り組みを伺います。

3点目は、府の「移住促進条例」特別区域指定についてお伺いいたします。

京都府では、移住相談から地域定着までを伴走支援する「京都移住コンシェルジュ」を配置し、移住の促進のために必要な空き家の改修を支援するとともに、移住に



係る経済的負担の軽減や移住者の受け入れ体制の整備、空き家及び農地情報の一元管理提供などを活用し、移住者の誘導を図るとあります。

このたび「移住促進特別区域」に指定されたのは、南丹市、綾部市、京丹後市、伊根町、京丹波町、与謝野町の6市町の28地区を移住特区に指定しましたが、残念ながら今回の地域には、本町を初めとする相楽東部地区は指定されませんでした。地区内で登録された空き家への移住者に対し、不動産取得税の減免や改修費の助成を行い、今後も追加で指定地域をふやし、人口減少に悩む地域の活性化に役立てるとあります。

本町では、状況から判断しても、今回の移住特区に指定された地域と同じような集落であるのが現状です。幸い京都府は、来年3月までに指定区域を50地区にふやす予定だと聞いており、さまざまな支援体制を活用して取り組んではどうかと提案するものです。お考えをお伺いいたします。

2問目は、介護保険利用者の負担軽減について。

今回は福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の導入について質問します。

生活機能の低下が懸念される高齢者に対しては、できる限り早期から福祉用具の活用や住宅改修による生活環境の改善を進め、みずからの身体能力等を最大限に活用できるよう支援することが重症化の予防の観点からも重要であります。こうした中、介護保険の福祉用具購入費と住宅改修費は、「償還払い」を原則としております。

しかし、「償還払い」の場合、利用者は一時的にまとまった資金が必要となり、経済的な問題から制度を利用できない場合があります。特に、利用者は高齢者が対象で、年金で生活をされている方も多くあるのが現状ではないかと思われま。そこで、利用者の一時的な経済的負担を軽減するため、福祉用具購入費と住宅改修費について「受領委任払い」制度の導入をしている近隣市町村もあります。

なお、住宅改修については、現在、国においては、住宅改修事業者の事前登録制度をつくり、利用者は自己負担分のみ事業者を支払えばよい制度があると聞いておりま

す。本町でも、早期実現に向けてのお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま竹内議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に私のほうから、1番目の和束町の移住対策についてのご質問のうち京都府の移住促進特別区域に対する取り組みについてお答えをさせていただきたいと思っております。

京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例に定める移住促進特別区域の指定については、区域内に2けた程度の登録空き家や農地が見込まれるなど一定の要件が示されるとともに、町全域で指定されるのではなく、一定の区域を単位とする申請を行う必要があります。

また、特別区域の指定を受けますと、不動産取得税の軽減措置や区域内の空き家改修等の助成制度等に対する補助を受けるなどの支援措置を受けられる一方で、区域内の空き家所有者に対して施策への協力義務や空き家を適切に管理する義務等の責務がかかることになっており、指定を受けるに当たっては、地域の理解と協力を得ながら進めることが大事であると考えております。

本町におきましては、竹内議員のご質問もいただきました移住呼びかけ人制度など、山城広域振興局や相楽東部地域での連携した取り組みを始めてきたところでありました。今後の移住・定住促進に向け、地域の意見もお伺いしながら、移住促進特別区域の指定による府の支援制度を活用した施策も推進していけるように検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

その他のご質問項目については担当課長のほうから答弁させます。よろしくお伺いいたします。

以上、竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

私のほうからは、1番、和束町の移住対策についての2番目、「移住呼びかけ人」やこれまでの移住定住に対する取り組みを問うについて答弁をさせていただきます。

移住呼びかけ人制度につきましては、相楽東部地域への移住を促進するという目的で、田舎暮らしに興味を持つ都市住民の相談や助言に乗るような移住者という形で、山城広域振興局が認定を行っておる制度となっております。和束町からはIターンやUターンをされた20歳代から40歳代の移住者6名がこの8月に移住呼びかけ人へと認定されており、南山城村の4名、笠置町の2名と合わせますと計12名が認定されたところでございます。

現在の取り組み状況としましては、相楽東部3町村の移住呼びかけ人が連携して事業を進めるということとしておりまして、振興局や役場の担当者、また移住呼びかけ人が定期的集まりまして、情報発信を行うということでホームページを作成しているという状況でありましたりですとか、あと、移住を検討している方向けのツアーというものを年度内に実施していけるようということで、企画の検討を進めているという状況でございます。

また、これまでのところ、移住・定住に対する取り組みにつきましては、そのような形で、京都府や相楽東部3町村の連携の中での取り組みが中心となっており、実際に和束町のほうで若者が住んでいただく移住の取り組みといたしましては、地域おこし協力隊3名をこの9月から採用して活動を開始したというのがございまして、そういったものが当たっていくのではないかと考えておるところでございます。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、1番の和束町の移住対策についての（1）空き家調査から2年が経過、その後の調査結果で約20戸が利用可能となっている。「空き家バンク」に向けての進捗状況はということで、竹内議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど竹内議員のご質問の中にありましたように、平成26年度の空き家調査では108戸が空き家であり、うち86戸が利活用できるものとして、そのものに対してのアンケート調査を実施いたしまして、空き家であると所有者が認識されているのが25戸という結果が出ております。また、そのうち、現状のまま管理を希望をされたのは8戸となりました。

今年度の状況では、「空き家の認識あり」が、その後、来庁していただきまして30戸となりまして、そのうち「貸したくない」等の管理希望が11戸になっております。また、その中で「利用再開」3戸となりまして、現在16戸がバンクの対象となり得るのかもしれませんが。

また、数字が重なりますが、86戸のうち空き家認識してない方も含めまして、ことしまでに「利用再開」が8戸、「空き家の認識のなし」の方が5戸、それから「認識あり」の方が3戸ということでございます。

空き家バンク制度につきましては、先ほどありましたように、京都府によります公共員や地方創生事業開発ディレクター、不動産会社経営者等で本町は5月にも話し合いをさせていただいたところですが、今年度から京都府移住の促進のための空き家及び耕作放棄地等活用条例が施行されたこと、また空き家バンクでは行政が介入するための行政リスクの整理、不動産の取り扱いは専門業者に委ねる必要がありますので、その点での整理など、もう少し検討の余地があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

私のほうからは、大きな2番、介護保険利用者の負担軽減についての（1）福祉用具購入費及び住宅改修の受領委任払い制度の導入について答弁させていただきます。

介護保険制度では要支援・要介護認定を受けられ介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料等の1割もしくは2割を支払っていただくこととなります。

和東町では、特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具につきましては年間10万円を限度に、また居宅介護、住宅改修、予防住宅改修につきましては20万円を限度として、介護保険サービスを利用される住民の皆様一旦費用の全額を支払った後に和東町に申請をしていただき、後日に9割もしくは8割分を払い戻しされる償還払い方式で対応させていただいております。

竹内議員から質問いただいておりますとおり、要支援・要介護を実際受けられておられる介護保険被保険者の方々の多くが老齢基礎年金等の年金収入で生活を営んでおられる方が多いということから、受領委任払い制度の創設につきましては、利用者の一時的な費用負担を軽減するためには必要な制度であると考えております。早急に検討をさせていただきますとともに、事前登録制度や利用できる対象者等を含めた要綱等の整備を進めていきたいと考えております。

特に住宅改修費につきましては、本町では田舎づくりと一般的に呼ばれております建物が多く、段差解消を初め手すりの取り付けなど、20万円の限度額を超える住宅改修が必要なことがございます。受領委任払い制度では、住宅改修事業者に対し介護保険で費用を支払いさせていただくまで審査完了後3月から4カ月程度の日数を要することになりますので、事業者等に受領委任払い制度の説明をさせていただきますとともに、理解していただき、次年度から利用者の利便性を図れるように努力させて

いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、竹内議員の一般質問に対しましての答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めにですが、空き家移住・定住、こういった問題に対しましては、私は平成25年から何度も何度も質問をさせていただいております。今回は6回目の質問になります。新課長になりましてからは初めてでございますので、よろしくお願ひをいたします。

本当に前進した答弁がいただきたいというふうに思っておったわけでございますが、余り前進していないというのが、ただいまの答弁をいただきましての状況であるなどというふうに思いました。

それでですが、本町は現在、空き家の活用といいますのは、住民さんから紹介をしてもらって、そして入っていかれる。いわゆる民から民へと流れているという、こういうふうに私は実感をいたしております。これは本当に、ある意味、いい流れであるとも思っております。

また、茶農家さんにいたしましては、農繁期にだけ貸していただくとか、そういった応援していただく、こういう受け入れ活用も現在少しずつできてきているようにも思っております。この辺は動いているという意味からいたしますと、いい意味を込めて、いいことだというふうには解釈をしております。

しかし、これはこのままでいいのかというと、そうではないと思うんです。やはりこれからもっともっとふえてくるであろう空き家、そしてこれから5年先、10年先、そういった人口増を目指すという観点から見ますと、総合計画にもございますが、地域に経済効果をもたらす、こういうことも検討していかなければならない。そしてま

た、空き家を活用した移住対策、または定住していただく、こういうところがもっともっと検討していく必要があるというふうに思っております。

行政としては、直接貸し借りはできないというふうに答弁いただいておりますけれども、やはりそうではなくて、紹介をしたり、調査をしたり、またはホームページにまちづくりのアップをするとか、現状をお伝えするとか、そういった仕組みづくりは行政として、していかなければならない、そういう範囲であるというふうに私は思います。

和東町のホームページを見ましても、移住、定住、空き家、全くありません。これは本当に残念なことだというふうに思っております。なぜ、和東町が空き家対策ができないのか、ここなんです。この1点を私は本当にきょうはしっかりと訴えたいと思っております。

先ほど町長から答弁をいただきました。京都府が今回、全国に先駆けて移住促進特区というのをつくってくれました。2けたの数字がなかったら適用しない、これは条例には書いておりません。けれども、その要件とか資料にそういうふうに明記されておりますので、これは2けたというふうになれば仕方がないなというふうには思いますが、今後、これからのことだと思います。

京都府はこういう条例をつくってでも、今後を見据えてこの条例を活用してまちづくりをやってくださいという、そういう発信であるというふうに私は受けとめております。ですから、しっかりとこの辺を町からももっと使いやすいふうにしていただきとか、そういう要望をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、今回の移住促進特区につきましては、京都移住コンシェルジュというのを配置していただいております。このコンシェルジュという方は本当に素晴らしい方です。和東町にも何回も足を運んでいただいております。そして、コンシェルジュの方のお仕事といいますのは、東京とか大阪とか、いろんな都会に行って、そして田舎暮らしをやりませんかという、そういうパイプ役をしてくださる方なんで

す。本当にそういう方々に和東町の環境のいいところで、自然とふれあいながら子育てもできますよというようなことを伝えていただきたい。そうするとことによって都会からの流れが来るといふ、今、こういうときを迎えているわけなんです。ですから、本当にバンクのある市町村にはつないでいただけます。笠置町やら南山城村へはつなぐことができても、和東町には本当につなぐことができない、そういうデメリットもございませう。これからは本当にこういう体制が私は大事であるというふうにおもっております。

もう1点、コンシェルジュの方にもお聞きをしてみせました。今どういふ状況なんでしょうかというふうにお聞きをしてみせると、やはり都会が相談を受けていく中で、今、20代、30代の方で子供さんが小学校に入る前、保育園児の間に若いお母さん方、また若いお父さん方は田舎に住んでみたいという思いが非常に多いということでございませう。そして、案内した空き家に二、三年住んでみて、そしてよかったら移住になる、そこに住んでいこうという、こういうケースが非常に今、芽生えてきていふんですというふうにおっしゃってございました。こういう流れを我が町でも早くキャッチをしてみせたい、そういう思いでございます。

また、おっしゃってございましたのは、20年前ぐらいからこういう空き家、移住に取り組んでおられる府下でも綾部市、舞鶴市、京丹後市などでは今こういう方がどんどん入ってこられて、10%の移住が進んでおりますよという、そういうお話も聞かせていただきました。また、1人住んでいただきましたら、300万円ぐらいの効果が上がります、こういうお話も聞かせていただいております。ですから、やはり行政がその仕組みづくりにかかわらないと前には進めない、こういうふうにおもいます。

元気なまちにしてみせたい、まちづくりの課題というふうにお町長もおっしゃってございますけれども、その辺ですね、私は早く進めてもらいたい、そういう思いでいっばいございませう。その辺、町長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（畑 武志君）



堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま竹内議員から再質問いただいたわけなんですけど、何年か前から空き家については質問していると。その後、動いてないということなんですけど、私は動いてきていると思います。

といいますのは、空き家は過疎地域にとって非常に重要な問題ということは数年前から私も認識しており、過疎地域の市町村とともに、京都府のほうに条例整備をすごく働きかけてきました。そういう中でここに特区制度を設けた。これは全国で初めて京都府知事が設けてくれました。

そしたら、これは私どもが要望してきたことやから、真っ先に手を挙げて要望を上げていこうということでやってきたんですが、先ほど私も答弁させていただきました。この条例も初めての条例ですから、そう完璧なものじゃないんですね。いわゆる空き家を持っている人の管理責任とか、そういうものが入ってきたり、それと和東町全体で受けますよ、和東町は全部特区を受けますよと、こうことを言ったってだめですね。いわゆる区単位でやってください。

ところが、区単位でお話ししたかて、2けたというのは向こうの条例にはうたっていない。その条例を進めていく基準の中には2けたなかった。区単位で2けたなんて大きい区であればあるけど、なかなかないですよ。だから今、和東町のほうは、区単位で2けたは無理だと。区長さんにもお願いしていかなきゃならない。区単位でお受けいただくというのはなかなか難しい。そう簡単にはいかない。それだったら旧村単位とか区域でお願いできないだろうかということで、今、所管のほうでは検討しているわけです。そういう意味で、制度は生まれたけど、制度をいうてきたところにはなかなか取り組んでいかない。

それと、地元の住民の方のご理解をいただくというのが前提なんです。だから、それをやっていかなきゃならんということで、今、所管課では、各地域と話し合いを

進めていこうという方針のもとで今おります。

それと、もう一つは、それだけで待っているわけではいけません。やっぱり空き家については大事ですから、これできへんかったら、空き家やめました、こういうわけにはいきませんね。

今、言うように、和東町はまず移住促進をする。IターンとかUターンでしてきたこと、そういった人たちの力をかりて促進しようということで、一方では、先ほど言っていましたように、そういう案内人ですね、それを和東町は6人配置させていただきました。そして、今、活躍していただいています。

それと、空き家に入っていただいて、お試し住宅やないけど、とにかくよそから来てもらって空き家をお願いしようということで、今、和東町としては3人のまちおこし協力隊というのがあるんです。これは柚田区、また別所区、そして湯船区、この中で一人ずつ今、空き家をお借りして、これは和東町のほうでお借りしているんですが、そして入っていただいているんですね。そして、今、頑張ってください、そういうものにしようと。

それともう一つは、さっき民民で売買を任せているということだけど、民民で任せているけども、民民に働きかけるのは和東町なんですね。さっき公共員とありました。半官半民で京都府におられますが、和東町に一番先に入れてもらった。八幡と和東町が京都府で最初なんです。その和東町の人がことしの施策は空き家を頼みますよということでお願いしました。

というのは、空き家を案内していくことって資格が必要ですから、和東町はなかなか入れなんですね。だから、その方を利用して今やっている。これで今、話ができつつありますのは、門前区とかが進んできているように思います。

こうしていろいろとその条例の特区は設けられませんが、やっぱり一つ一つ前進していかなきゃならない。その案内人の方も、やっぱりお試し住宅と、そういうことを今、言われておりますので、そういう案内人と今、和東町の若者とすごく接点を

持っております。和東町に入ってきてもらっています。そして、和東町ではそういうグループが頑張ってくれています。そことつながってますので。

この間も東京のほうでその話をやってくれて行ってますので、その辺のところで行ってますから、その裏には和東町がしかけていると、こういうことです。だから、住民の中には全然和東町の姿が見えないと思いますが、今、申し上げたようなことをお願いしながら進めてまいりたい。

最後になりますけども、空き家対策はこれから和東町の施策の中でまちづくりにとって大切なことだと思います。重要なことです。先ほど課長もありますように、常に年々の数値をきちっと把握して、それに基づいた施策を打っていくと、こういうことで臨んでいきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

町長の答弁いただきまして、まことに協力隊、こういうのが入っていただいている。これは活性化につながっていく。こういうことはよく存じております。しかし、一つ一つしっぴしっぴと決めていただきたい。行政がリードをして、一つ一つ丁寧に決めていく、そこが欠けているんじゃないかというふうに思っております。

それで、次、担当課長にお聞きしたいんですが、26年度に調査をされました。そのときの数字として空き家108戸というふうに調査が出ております。でも、これは2年前の調査でありましてね、2年たっております。その間どれぐらいふえたか、その辺を掌握されているかどうかお聞きいたします。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

108戸につきましては、業者に調査させたというところがございます、こちらのほうでそれ以上の空き家についての調査はやっていないというところがございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

そこなんですよね。やはりどれぐらいふえたか、私たちは目視してます。ですから、あその家も空き家になったな、ここも空き家になったな、これは大変やなというふうな思いでしょっちゅうまちを歩いております。けれども、担当される方はそこまで意識がないということだというふうに思います。

次に行きます。

次は、22戸利用不能というふうに出ておりました。この22戸というふうに出ております、それはもう使えないということだと思いますが、これはどうなっているのかですね。そのまま放っているのか。または持ち主に連絡をさせていただいているのか。または昨年法の改正によりまして空き家対策特別措置法というのができました。それによって対処する方法で検討されているのか、どうなっているのか、その辺のことをお聞きいたします。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

空き家調査につきましては、26年度から以降の空き家調査につきましては、外観上の問題、または各区長さんにご依頼して、その当時させていただいた段階で、地区の状況を聞きながらという調査になっているかと思えます。

ただ、今、ありましたように、利用可能であったり、利用不可のところでありまして、解体済みが五つ動いております。漏れがあるかもしれませんが、108戸調査

させていただいたんですが、5戸につきましては解体されているというところがございます。

また、空き家で危険な状況になっているような空き家につきましては、いろいろ持ち主の方に対策的なところ、また除去のほうができるものならというお声をさせていただいているところもございますので、全く何もしてないという状況ではございませんので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど言いましたように、利用済みにつきましても、8戸とか、それからバンク登録がその当時九つあったんですけど、行政のそこら辺のリスクの問題もございまして、そういう形にはなっておりませんが、全く何もしていないということではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

はい、ありがとうございます。

それではですね、現在、住民さんから苦情とか迷惑とか、こういうお話があるのかどうか確認をしたいと思うんですけども、前回質問させていただいた26年3月議会の答弁では、その当時の課長さんがおっしゃっております「危険性のある空き家については何とかならんかと、相談窓口はどこやというような実際的な話を聞いておりますので、その体制が必要であると考えている」と、このように答弁をいただいておりますということで、現在、住民さんからそういったお声があるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

空き家につきまして、やはり個人様の敷地の中にある建物でございます。ですから、早急に、空き家やと、倒壊の危険があるということで何とかしなさいとなかなか個人の所有物について言うことはできないんですけど、やはり周辺に影響を与えるような、倒壊して隣接の道路であったり、また住宅等、隣の方の財産に悪影響を与えるもの、また危険を与えるものにつきましては、こちらとしてもお声かけさせていただいて、何らかの措置をとっていただくというのが必要だと思います。

昨日も1点いただいておりますので、これにつきましては担当のほうに登記簿謄本を確認したうちで所有者を確認して、何なりの通知を出そうということできのう指示をしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

私も前も言いましたけども、本当に和東町でこういう事実がございます。自分この家を中心に前も左も横のお家もみんな空き家になりました。けれども、そこが空き家であるという実証がわかれば本当に物騒なので、私はその3軒とも全部、庭の草引きをしたり枝の剪定をしたりやっておりますという、そういうお話も聞かせていただいた実例がございます。ですから、本当に空き家に対してはしっかりと取り組んでいただきたい、こういうふうに思っております。

次にですね、笠置町では2010年に空き家バンクを開設されました。ここは不動産会社が2軒ございます。ですから、今は全て賃貸で入っていただいておりますというふうに聞かせていただきました。

また、南山城村につきましては、空き家バンクがことし10月に開設されました。これは先々月ですが、本当にお話も聞かせていただきました。南山城村も和東町と同じで専門の業者はいらっしゃいません。不動産会社は和東町と同じでゼロでございます。空き家バンクがないですけれども、移住しませんかという呼びかけをずっとホー

ムページでされてきております。そういった中で、芸術家とかいろんな方が入ってこられて、一時話題になっておりました。

今回、村に専門的知識のある方が、村出身の方が仕事でもよく来られるので、村内をよく知っておられる専門的知識のある方がアドバイザーとして入っていただいたということで、空き家バンクを開設することができたと、このように言っておられます。本当にたった一人のそういう知識のある方に入っていただくことによって、トラブルが起きないようにアドバイスをしながら進めていかれる、これはすごいことだなというふうに聞かせていただきました。

村の状況ですけれども、少し聞いてきましたので、ここでお伝えさせていただきたいと思いますが、村では村づくり推進室というのが設置をされまして、村に住みたい人、応援しますというふうに出ております。商工会を通じて村内の空き家がどれくらいあるのかデータを収集して、そして今回、定住推進員2名、これはアルバイトで採用されました。このアルバイトの推進員さんが空き家の1軒1軒を訪問して、区長さんにつなぎ、もちろん初めは係長とともに訪問しながら意向調査をされております。空き家と言いましても持ち主の財産でありますから、それを売っていただくのか、または貸していただくのか、住む予定があるのか、いろんな調査をやっておられます。それとあわせて、貸してもいいよという家には、今、空き家リノベーションという仕組みで、体験型リフォームをやっておられます。これはむらぶら、ホームページにもアップされておりますが、空き家リノベーションという仕組みで今は2軒、池田邸、山中邸という体験型リフォームをやっておられます。これは日曜日に呼びかけますと、奈良や大阪から十五、六人の方が募集に応じてボランティアとして来られます。しかも会費を払って参加されます。これは食事代、保険料代ということで、このリノベーションというのは、お金をかけずにボランティアの手をかりながらリフォームをされている。そして、何軒か家をつくっていかないと、また空き家バンクに登録してくださいねというふうにはならないので、空き家をうまく利用して、安い価格で入ってい

ただくように進めておられます。こういったことが、今、村では本当に1軒1軒回っている、そういう姿勢の中で勝ち取ってきた現在の状況ではないかと思っております。

町長、この辺どのように感じられますか。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、村で取り組んでおられる空き家イノベーション、こういったサークルは京都府の地域府民力推進課で所属して京都府が取り組まれている事業であります。和東町は村より一番先に取り組みました。石寺に行って、そして白栖にイノベーションをかけました。今、二つやっております。和東町の次に進めるというのがつながらなかったものですから、南山城村を紹介させていただきました。そして今、成功して非常にうれしく思っております。これは京都府のイノベーション制度を受けてやっておられます。

それと、村おこし株式会社というのは、これは道の駅をつくられる中で、その推進母体をやっている。村々する人を村に入ってもらおうということで、いろいろFace book等が発信されているのをよく見るわけです。こうしたいところは和東町も取り入れていきたいなど、こういうことを思っております。今は村だとか笠置とか和東町という取り組みはしておりません。お互いに連携してやろうということで、民泊もそうなんです、笠置町、南山城に呼びかけております。

そして今、南山城村が非常によいことをやっておられるんだったら、和東町もまねさせてもらって連携していくと、こういうことで、先ほど案内人、これは南山城村は4名、笠置町は2名、和東町は6名おりました。この案内人がいわゆるいつも十何人が一緒に寄って、今、言われたように、お互いに情報交換しております。そして非常に柔軟でありますので、もし可能であれば、お互いにそういうところを一つでも和東町も実現したいなというような思いを持っております。



それと、笠置町の方が資格者がおられてスムーズにいったんですが、南山城村は、今、言われたように、たまたま出身の人がやられて、アドバイザーに今なっておられます。それは私、先ほど答弁させていただきましたように、公共員という、今、うちで名前を出したら何ですけども、近藤さん、これは半官半民でやってもらっている。この方の会社の中には資格を持っておりますので、それ生かして今、和東町の中に進めていこうと。そして、空き家バンクにつながればいいなど、こういうことでうちのほうもそういう方向で進んでいるわけでありまして。だから、私も申し上げましたように、これは非常に大事なことでありますので、よその成功されたところも、まねしていいから何とかやっていこうと、こういう思いであります。

ただ、今、ストレートに F a c e b o o k で南山城村に入ってくださいねと。村おこしで紹介して、お試し住宅へ入って、そして次、住宅に案内されているわけなんです。これは非常に積極的にやっておられます。こういったことはうちも、先ほどの質問でありましたように、いろんところでサークルが和東町は緑いいですとか、F a c e b o o k でいろんな案内をしてくれております。この案内の量は和東町のほうが多いと思いますので、こういったところでみんなお互いにそれを取り寄せてですね、そして和東町へ来たいという人のお世話できるようなシステムというのはこれからも大事だと思っておりますので、今いただきました内容等も十分に参考にさせていただきながら進めてまいりたいと、このように思いますので、ひとつご協力のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

和東町も公共員に入っていることはよく存じております。しかし、その動きがなかなか見えてこないというところが私たちはまだ形になってないなというふうに思うわけでございます。その点、先ほどから何回も言いますけども、村につきま

しては上手にやっておられるというふうに思うわけでございます。

また、課長にもう1点お尋ねしたいんですけれども、空き家バンクに向けての協議会を5月に開催されたと。いろんな方が集まって、地域力推進課、雇用促進協議会、また町の公共員、活性化センター、農村振興課、不動産会社、こういうふうな方が集まって協議会をしたというふうに先ほどもおっしゃっていましたが、和東町でデータベース化された一番最初、2年前ですね、これは公社の京都府宅地建物取引業協会というところを利用して家屋調査士という、そういうのを活用してつくられたというふうにお聞きをしているんですけれども、そうなんですか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

郡内の家屋調査士が一応担当ということで、その部分からご紹介を受けた業者が入ったのかなというふうに感じております。

外観上なり、それから地域に入った形なりということで報告書も上がってきておりまして、確かに、家屋調査士の会社でやっていただいた調査でございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

はい、わかりました。

そういう方にも入っていただくというのも一案であるというふうに思います。

それから、地域力推進課長に最後お尋ねしたいと思うんですけれども、移住呼びかけ人、これは本当に素晴らしいことであると思っております。この東部3町村に12名の方がいらっしゃる、これは力強い今後の本当の呼びかけ人であると思っております。

しかし、呼びかけ人というのは広域的な、広報的な役割といたしますか、この町に来

ていいですよ、よかったですよとか、アドバイスをしてくれるとか、そういう役割であると思うんですね。直接、空き家とか移住にはまだわからないというようなところであると思います。

それです、以前に桶力カフェを立ち上げていただきました。このときは本当に町内の職人さん、大工さん、それから左官屋さん、電気家さん、雇用促進協議会、森の探検隊、いろんな方が入って一つのものをつくっていただきました。いろんなものといっても桶力カフェですが、そういった力強さというのは、第1号として実現できたと思うんです。それを生かして商工会も交えて、まずは資格がなくても団体を組んでいく、こういうことも全国自治体の中にはあります。

私もいろいろ調べました。そしたら、そういう資格のないまちであっても、そういう団体を組んでやっていくということはやっておられます。その辺について地域力推進課長としてはどのような見解をお持ちか、本当に和東町のためにこれまでよく観光や景観やいろんな面で前進をさせていただきました。そういうことからですね、ひとつお伺いしておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

空き家改修につきまして、まず呼びかけ人につきましてですが、3町村で集まって、まさに広報の役割をとということで、最初集まりましたときに、まず課題としては、やはり竹内議員のご指摘にありましたように、空き家が足りないというのが和東町を初め3町村共通の課題というのが出ておりました。要は、呼びかけても住んでいただく家がないということが課題だということが3町村共通で出ていたということでございます。

そういう中で、呼びかけ人、民間サイドでできることというところで広報部分、あるいは来たいという方に魅力ある地域だということを積極的に発信していくという部

分を担っていこうということで、今現在ですね、先ほどご紹介いただきました南山城村の定住推進員の方も含めてみんなで企画会議という形でさせていただいておりました、2月、3月ぐらいに実は今年度やろうと。来年以降もつなげていくような形でやっていこうという形で今、話が進んでいるというような状況でございます。

あと、公共員の方と空き家についてということで、先ほど町長のほうからもご紹介をいただいたんですけども、公共員の方がお知り合いの不動産の方がおられましたので、その方にご協力いただいて、実際に資金を持って和東町のほうで何かできないかということで一生懸命動いていただいていたという状況でございます、いわゆる売却といいますか、購入のほうでできないかということで動いていただいたんですが、空き家を買うという場合に、いわゆる価格の折り合いというところが難しかったという状況でございます、うまくいかなかった事案が幾つかあったというのがこれまでの状況ということで、今、町長からご紹介いただきましたように、1軒、何とかできるのかなという状態がちょっと見えてきたというような状況となっているというふうに聞いているところでございます。

昨年、桶力のほうですね、和東の森探検隊が中心になりまして、空き家を直そうということで、実際に南山城村が今されているというご紹介いただいたようなことというのは、昨年度、既に桶力でも似たようなことをやっていますし、3年ほど前には白栖のほうでもやっているというのが和東町のほうでございますので、住む家というよりは、活動拠点というような形に最終なっているというところの違いがあるかもしれませんが、そういった形の取り組みをしようという力は和東町内まだまだございます。あとは多分そういったことができるフィールドとなる家ですね、そういったものをどう確保していくかというところがつながっていけば、いい活動がどんどん膨らんでいくのではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

ただいま答弁をいただきましたように、本当に私自身もそのように思っております。和東町の住民の皆さんのお力をかしていただく、そういうふうな形で取り組むことも非常に大事なことだと思っております。それにつきましては、やはりリードしていただくのは行政なんです。行政がリードをしてやっていただくということが大事なんです。

最後に町長にもう 1 点だけお聞きしておきたいんですけども、移住に対しては、今、地域力推進課、空き家は農村振興課というふうな形でやっていただいておりますが、今後、空き家バンクというふうになりますと、やはりここはセットで進めていただくのが一番いい方法ではないかと思えます。

今回、七宗町といいまして、岐阜県の七宗町に議員研修で行かせていただきました。ここは本当に 90% 山林という大変なところでした。人口は和東とよく似たところでありました。こういう田舎といえ、和東町よりもすごい山林が多いわけですが、そういうところでも職員の方が 1 軒 1 軒回りながら空き家のバンクをつくっておられました。本当に頭が下がる思いがいたしましたということで、本当に今後はセットで考えていただきたいというふうに思えます。

答弁ございましたらお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

竹内議員の今の質問で、一体的に取り組んでいくというのは非常に重要なことだと思っております。

ことし 7 月に京都府と東部 3 町村が一緒になって東部未来づくり推進協議会というのを設立いたしました。そして、次にお願ひしようと思っているのは、そこで共通す

る仕事、いわゆる空き家、観光、いろいろあります。これをひとつ京都府にも職員入ってもらって、そして和東町からも1人行き、笠置町も1人行き、南山城村も1人行き、そういう体制で空き家バンクとかいろんな推進体制をつくっていこうという部署を一つつくりたいということで、今、知事に12月21日というように思っておるんですが、知事にも要望に行きたいと思っております。

そうなれば、今、言われたように、一つの案内の窓口がそこへ皆、集中させます、3町村の。和東町やさっきの南山城村やなしに、そこへ集中させる。場所は中心の笠置町ぐらいになるかもわかりませんが、そこへ東部未来づくりセンターというのが今あって、それを知事をお願いに行こうというのが21日です。そういう方向で一つにまとめようと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

今、本当に明るい希望のある答弁をいただきましたので、私たちも頑張っていきたいと思えます。

最後ですが、福祉課の課長に答弁いただきました。介護保険制度ができて16年経過しました。さまざまに制度が変化する中で高齢者の自然増というものがこれからもあるというふうに思います。今回、次年度から受領委任払い制度をやっていただくということで、いい答弁をいただきましてありがとうございます。これからもニーズにあった制度を進めていただきたいと思いますので、以上で質問を終わります。

○議長（畑 武志君）

竹内きみ代議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから11時15分まで休憩いたします。

休憩（午前11時07分～午前11時15分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

藤井清隆議員。

○ 2 番（藤井清隆君）

議長のお許しが出ましたので、一般質問させていただきます。

まず第 1 に、ごみ処理問題について。

平成 11 年 4 月に稼働いたしました東部塵芥処理施設は、あと 2 年 4 カ月で期限を迎えます。その間、種々の問題もありましたが、何とか重大な公害も発生することなくこられましたのは、関係者や住民の方々のご尽力、ご協力のおかげであると考え次第であります。一日も早く次を見据えた対応が待たれるところであります。

さて、今後どの方向に向かうにいたしましても、出続けるごみについて、経費節減のための点からも、減量化は必要不可欠な施策であります。そこで提案として、現在補助金の対象となっている生ごみコンポストを無償化し、毎年、自家処理する家庭をふやせるように割り当てなどして、各区に要請してはどうか。さらに、町内に堆肥化施設をつくるべきと考えますが、どうか。

続きまして、橋梁・道路整備についてお伺いいたします。

昨年 12 月 8 日、京都府は、京都市を除く府内 25 市町村の 2015 年度の一般会計についての決算概要を発表いたしました。

和東町は他町村と比べましても、経常収支比率、実質公債費比率とも悪くない数字だと思いますが、いま少し積極的投資に傾いてもいいのではないかと思われまます。そこで、今後、力を入れてほしい社会インフラの整備について質問いたします。

近年、自然災害が大規模化しております。毎年どこかで甚大な風水害や地震・火山による被害が発生しております。現在、和東町では橋梁長寿命化計画の中で橋梁の点検整備もされていると思われまますが、和東川にかかる橋は災害に備えて大丈夫な備えであるのかお尋ねいたします。

次に、道路についてお尋ねいたします。

現在、白栖バス停から長井を通過して和東山の家バス停に行く府道木津信楽線の間が特に狭いところがございます。これを何とか拡幅いたしまして、歩道をつけるなどできないかということがございます。

3番目に、東部塵芥処理のための道路建設に際しまして、撰原地区の皆様方の協力の見返りとして、撰原長井下島線の町道拡幅ということは約束していただいているわけですが、この間、不慮の事情によりまして現在中断しておりますが、そこで年来の撰原区の強い要望でありますこの町道の整備計画についてお尋ねいたします。

4番目に、現在、和東川の氾濫による災害や府道が寸断された場合の代替的、また避難的役割を担います南部幹線や北部幹線の備えについて、その計画についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま藤井議員よりいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、ごみ処理関係であります。藤井議員からは、今回と同様のご質問を3月定例会の一般質問でしていただきましたので、答弁内容が重複しますが、よろしくお願いたします。

ごみの減量化は、経費削減の要でありますので、住民の皆さんには家庭から出る生ごみの減量化のため、水切りの徹底のお願いをしております。また、自宅で生ごみの処理が可能なご家庭のご協力をいただけるよう、平成9年度から和東町生ごみ自家処理機等設置費補助金交付要綱を定めて、畑等に設置可能な生ごみ処理機には、6,000円を限度といたしまして交付しております。また、電気式の生ごみ



処理機には、3万円を限度として補助金を交付いたしております。

前回は各家庭への生ごみ処理機の無料配付のご提案をいただきましたが、今回は生ごみ処理機の無償化をご提案と重なっております。内容的には前回と同様に、畑等の設置場所をお持ちのご家庭については、生ごみ処理機を無償で提供できますが、設置場所等お持ちでないご家庭には提供できないという、住民の皆さんには全てが対象にならないとなかなか制度化は難しい、こういう状況の中から、非常に今の制度、無償化というのは、現実問題、実現していないところが実情であります。

次に、生ごみ処理化施設であります。下島区にお世話になっております相楽東部クリーンセンターの焼却場跡地の利用についてのご提案かと思っております。焼却場の今後につきましては、相楽東部広域連合が所管したものでありまして、和東町が先にこの議会でどうこうという内容ではないというふうに考えておりますので、当議会でそのような具体的な答弁については差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、橋梁・道路整備についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、地震・風水害に備えた和東川にかかる橋の強度はどうかという質問であります。町内には2メートル以上の橋梁が180弱あります。これらの橋梁については、現在、和東町では橋梁の長寿命化計画を立てまして調査を実施し、各橋梁ごとに判定区分に従い補修並びに架替工事計画を策定しているところであります。

議員がご指摘の和東川にかかる橋については、そのうち26橋梁あり、先日、かけかえ工事を完了しました門前橋を除き、昭和28年災害後に架橋されたもので、長いものでは50メートルを超える橋梁もあります。これらも全て含み、詳細な調査を行い、橋梁の傷みぐあい、通行車両の状況、通行量などを考慮し、優先順位を決め、今後、事業化することと計画いたしております。

次に、主要地方道であります。木津信楽線道路幅員の確保についてであります。

瓶原大橋から撰原バス停間、白栖口バス停から和東山の家バス停間については、現

在、歩道未設置区間となっています。この道路は京都府が管理する路線のため、過年度より京都府に強く要望しているところで、一定区間の整備は進んできたものの、これも議員のご指摘のとおり、まだまだ十分ではないのにあわせ、近年ではロードバイク、いわゆる自転車の往来も多くなってきております。こうした現状把握に合わせ、何らかの対策を京都府に講じていただくよう協議を今現在しているところであります。こうした点を今後とも京都府に強く要望してまいりたい、このように思っております。

最後に、第4次総合計画における北部幹線、南部幹線についてであります。この2路線については、お茶のまちを開くグリーンロード21計画を既に策定いたしておりまして、事業進捗を図っているところであります。町道撰原下島線も、この計画に沿って計画していることといたしておりますので、ご理解をいただきたいというように考えております。

詳細につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、藤井議員からいただきましたご質問に答弁させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、藤井議員の質問で1番のごみの処理方法について、（1）今後、ごみ処理の方法について、いずれの手段をとるにしても、ごみの減量化が経費削減の点からも不可欠であると考えます。そこで、コンポストを無償化し、毎年、一定数、自家処理の家をふやせるよう各区に要請してはどうか。さらに、当処理場での継続処理以外は処理場がからとなるので、検討委員会の答申にもあるように、生ごみ堆肥化施設をつくるべきと考えるが、いかがかというご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

コンポストの無償化につきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたように、藤井議員から、ことし3月の一般質問で、生ごみ処理機を無料配付して、家庭において処理してもらおうというご提案をいただいたところでございます。そのとき町長や課長の答弁で、畑がない家庭、生ごみ処理機を設置する場所がないなどの事由で使用できない家庭がある。また、全家庭できないのであれば不公平感が出るので、全戸配付は困難であると答弁させていただいております。

また、藤井議員がおっしゃるように、生ごみを自家処理していただき、家庭から出るごみの減量化にご協力いただくことは、町にとっても大変有意義なことでございます。和東町生ごみ自家処理容器等設置費補助金をご活用いただき、ごみ処理機をご購入いただけるよう広報していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、質問の2番、橋梁・道路整備についてお答えさせていただきます。

私のほうからは、橋梁長寿命化に向けた内容についての質問でございます。

最初に、この計画により、本年度は湯船地内、町道湯船朝宮線に係る砂子橋のけたの補修計画をしています。また、近々に橋梁修繕計画業務を発注する準備を進めております。

議員からの質問もありましたように、和東川にかかる橋梁につきましても、この調査において精査することとしていまして、また計画策定後は判定をもとに修繕を行うこととしていまして。

なお、過年度の調査から、通学橋、地藏橋、和東大橋、中山橋、釜塚橋については

一定の補修を行ったところです。

次に、道路整備の関係で、北部・南部幹線整備計画に含まれる町道撰原下島線ですが、今年度夏に撰原区役員さんを中心とした集会に出席させていただき、町道整備計画等についてご説明させていただいたところです。

南部幹線整備はもとより、撰原区におきましては、相楽東部広域連合焼却場への業者の往来もあり、随時、補修工事も実施させていただいております。年内もしくは年明け早々にも撰原下島線において、1本、維持修繕工事を発注する準備を進めております。

本町では、現在、社会資本整備総合交付金事業において、交付金を活用した町道新設改良整備事業、または和東町単独として町道維持修繕工事など、拡幅改良工事を修繕も合わせ実施しているところでございます。

ちなみに、ここ数年の北部・南部幹線新設改良事業につきましては、町道山口線、町道童仙房線の2路線を中心に工事を進めているところです。これは社会資本整備で行っている部分でございます。

また、町道北部・南部幹線整備につきましては、主要地方道木津信楽線に並行する路線として、和東町にとっても重要なインフラ、ライフライン整備と位置づけ、継続的な事業進捗を図る計画を立てております。

以上、藤井議員からいただきました質問に対しまして答弁させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

2番、藤井清隆議員。

○2番（藤井清隆君）

前のときにですね、生ごみの件は申しました。それは無償で全戸に配付ということだったんですけれども、今回はやはりでき得る人から参加してもらおうということで、例えば、年間、計画的に50戸ぐらいを各区に割り当てるようにしてもらいまして、

そして引き受けてもらおうと。それで10年間たったら500になるわけで、確実に減るわけですね。そういう計画なんです。

だから、できる人、庭のある人、そしてまた家庭菜園とかある人を対象に募ってもらって、それで生ごみ処理機をもらっていただくと、そういう計画なんですけど。これについてはいかがですか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど町長、また私からも答弁させていただきましたけれども、全戸配付という形と同じ意味合いの中で、できるご家庭とできないご家庭に配付をするということはできかねるというようなお話のご回答をさせていただいたかと思います。

また、既に230から40ぐらい、この制度が始まって町内にこの要綱を適用していただいて、設置していただいているという状況があるかと思いますが、その点もよろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

2番、藤井清隆議員。

○2番（藤井清隆君）

そうしますと、そういう割り当てはできないということですか。

なるべく減らしたいということで、こういう考えをしているんですけど、そしたらね、生ごみの区で今、取り組んでいるところがあるんですけど、その取り組みはどうなりましたかね。集積は区のほうで取り組んでいますよね。原山区でしたかね、そこで堆肥化するという、前もしてましたけど、どういう状況になっていますかね。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

それにつきましても、前回の3月の定例会で藤井議員がご質問されていることかと思いますが、原山区での堆肥化施設の現状だと思います。

再度のお答えになりますけども、東部塵芥の処理組合の分担金におきましては、可燃ごみの8割が生ごみを占めているということでございます。原山区につきましても、電気代等モデル事業ということで、原山の長ノ尾坂のところに1カ所、電気式の生ごみ処理機を購入させていただきまして、付近住民の皆様方のご協力をいただきましてモデル的にやっているというところでございます。

実質成果的にはどうかということですが、やはり一定、周辺の皆様方のご協力によりまして、その分の成果は出ているかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

藤井議員から非常に大事な、何とか生ごみを減らそうということでのご質問をいただいております。ご質問いただいておりますように、全部、町で処理してお渡しできるという施策が一番いいんですけども、ご案内のとおり、施策には個人給付的などか、個人に一部負担を求めないやり方というのは、平等より不平等になるという原則から、これは和東町だけで制度化するときには慎重でなければならない問題があり、今のところ、なかなかとれないわけなんです。しかし、生ごみを減らそうとする努力は大事ですので、各区にお願いして何とかモデル事業でもしてですね、そして受けてもらおうやないかと、こういう思いがあります。

区であったら個人じゃありませんので、そういう方向で検討はいろんなことを考え

られるというのは、これから知恵を出さなきゃならんのかなとは思っておりますが、その一環として、受けていただいた区いうんですか、組というんですか、そこへいわゆるモデルとして、今、言うように電気の処理の方法をとっております。これがもし可能であれば、そうした区単位とか、施設でそういうものがないだろうかと、今後の方向を探った制度でありまして、各家に皆、持ってくださいという方向にはなっていないわけで、もしモデルが成功すれば、それぞれの地域でそうしたものが設置できないだろうかと、こんな思いの方向で今まで和東町としては取り組んでまいりました。

今後についても、いろんな方向がこれから知恵を出すところがあるかと思いますが、残念ながら、私どものほうでは今いただきました答弁で、こうなんだと、そうですねと言える方法はなかなか難しいわけなんですけど、今後ともこれを機会に私どもは努力してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

2番、藤井清隆議員。

○2番（藤井清隆君）

それについては、わかりましたけれども、現在、東部で河川の刈り草であるとか、それからダムの流木とかが燃やされているということなんですけども、投棄というとおかしいけども、山に置くとか、あるいはこれこそ堆肥化ということで、炭じゃないですか、こういうものを燃やすということ自体、非常に問題だと思うんですけど、これについてはいかがですか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今、現状、堆肥化する施設がないという状況の中では、燃やすしかないというよう

なことだと考えております。確かに、そういった形で何かの形でリサイクルしながら有効にごみを利活用できるというシステムがきちっとできるようなことであれば、それは議員がおっしゃるように、やはり理想的な環境づくりになるのかなというふうには思いますが、現在、そういった処理施設がないという中では、燃やすしかないというようなことになるのかなと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

2番、藤井清隆議員。

○2番（藤井清隆君）

焼却場の東部と関連しますけど、一応、東部の地域で連続稼働するという選択肢以外は場所があくわけですから、やはり堆肥化のほうをどこでもいいから施設をとにかくつくるという方向でご検討いただきたいと思います。

それと橋梁ですけど、門前橋が開通いたしまして、祝橋のかけかえも控えているわけなんですけども、西和東地域のインフラ設備が特におくれていると思います。石寺の橋ですけど、これは和東の玄関口でもありまして、近年、お茶をめぐる観光の拠点ともなっております。幅員も狭いですし、歩道もないと。見ばえもしないところですので、もちろん、ほかの橋との兼ね合いもありますけども、早急に改善していただきたいと思うんですけども、この建設計画についてはどうでしょう。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

過日、門前橋の開通を行いました。次は祝橋のかけかえということで検討しております。続きまして、その後の計画につきましては、この調査の判定が毎年やっております。続きまして、平成26年、27年、28年、29年、30年という5年間を一つのスパンにしてやっております。この中で判定基準が1から4までありまして、1から3につ



きましては修繕、その後、4につきましては通行どめ及び改修ということになっていきます。その計画に基づきまして、橋についてはかけかえの計画を立てていきたいというように思っております。

ただ、今、ご指摘のように、景観資産の石寺地区があったりとか、それから観光でいろいろ石寺橋をわたる方が多いということもございます。その辺につきましても考慮させていただく中で計画をつくりたいと思いますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（畑 武志君）

2番、藤井清隆議員。

○2番（藤井清隆君）

なるべく早い時期に進めていただきたいと思います。

それから次ですけど、白栖のバス停から長井へ向かう右のカーブのところですね、それと長井からの山の家へ行くところの左カーブですね、そこが特に狭隘で危ないところですので、せり出しの歩道でもつけれないかどうかということですね、これを強く府に要望してほしいところなんですけど、歩道についてはいかがですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の点についてお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、瓶原大橋から和東大橋ですね、今の白栖橋のところまでの間、歩道整備については一定の整備をしてきていただいております。抜けている区間が今、藤井議員がご指摘になられているところでございます。

木津信楽線につきましては、歩道の整備もあわせまして、今、一番問題になっておりますのは、町長も答弁しましたように自転車の往来です。自転車をどうするかということをもまず考えるということもありまして、道路幅員の拡幅改良を何とかできない

かということは今、京都府に要望しているのが現実でございます。

あわせて、原山バイパス、平田バイパスの終点ですね、原山までの間の歩道については随時要望させていただこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

2番、藤井清隆議員。

○2番（藤井清隆君）

撰原区の道につきましては、今後、道路建設委員会という協議会もありますので、そちらのほうと区のほうで町のほうでも入っていただきまして、今後決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、路線についてなんですけども、今、集会所へ行くトップのところですよ、長井からずっとのぼってきて、そこから集会所へ行く道とくだる道、谷を通るかということで、これから協議して、コスト面であるとか、地元の要望であるとか利便性も考えて、これから協議することなんですけども、道というのは余り曲がったりとかいろいろするよりもストレートの道で、広い道のほうが、後のことを考えましていいと思っておりますので、私見としては、道路構造令ですか、これにのっとったような道をつくると。国の補助を受けた道をつくるというのは、今後、下島への通行も考えまして、やっぱり瓶原大橋あたりまで広い道で行くと。それが南部幹線の一方の橋の交わりになりますので、ですから、こちらのほうでまた尽力願えないかと思っております。これについては。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これは町道の主要幹線の主要町道のお話でありまして、既にグリーンロード21でこれは必要なんだということで、計画には入ってますという話をさせていただきました。その計画のもとに、今お尋ねいただいております撰原区、今後また下島区もそうなん

ですが、区の皆さんと話し合いをさせていただいて、区の要望もお聞きしながら、そして区に対してのご協力もいただかなきゃなりませんので、そういったことを話し合いをさせてもらっております。

過日の町政懇談会の中にもそのことを主要の議論として出していただき、そのときにも答弁させていただきましたのは、やっぱり住民の要望はどこにあるのかというのが私どもが一番大事なことと、もう一つは、この路線だったら住民の協力も得られると、こういうところの2点に絞って区と申し上げさせていただきました。

既に撰原区については担当課のほうも区のほうへ寄せていただいて、そして区のほうでは建設委員会というものをつくって、名前は間違っているかわかりませんが、つくっていただいております。そういう中で議論して、その議論の中で、今、藤井議員が言われる構造令に基づく内容をこの際つくるのか、やっぱり生活に密着している道路をつくるのかと、こういうところに分かれるわけであります。

私どもは、今、言われたように、構造令にのっとり、いわゆる国のお金を入れてやって、将来にある道をつくりたいというのは希望として申し上げました。ところが、地元はやっぱり生活に関連する道路ということで、カーブは多いけども、住宅のあるところを通ってほしいと、こういう話し合いになるところであります。ここを今現在詰めていただいております。

地元の建設委員会とも、ここをはっきりと、入り口ですので、ここを早急に詰めてくださいということを私どもも申し上げさせていただきました。これに基づきまして決定いたしますと、それに基づいて事業を進捗すべく我々は努力をしてまいりたいと、でき得れば今年度中でも、また次年度早々でもそういった大事な決定はお願いしたいと、こういうことを地元区にお願いをしてきたのが過日の町政懇談会であります。

そういったこともあわせて、今、藤井議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

2番、藤井清隆議員。

○2番（藤井清隆君）

道路とかつくる場合、予算化してというのが大事だと思うんです。南部・北部ともできているのは一部ですよ。それで、いろいろ事情があってできてないということもあるんですけども、やはり宇治木屋線のトンネル化ができますし、それも見越して、やっぱり集落間の幹線道路というのが非常に乏しいというか、貧弱ですので、将来、南部幹線、北部幹線にするような道路ですね、これを決めて、毎年100メートルずつとかでも決めて予算化して、それで国の補助金をもらってやると、そういう格好で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今の気持ちを大事にして取り組んでまいりたいと思います。

ただ、国の補助金とか大きな事業を入れますと、一つの事業を成立させないといけないので、短い区間をやるのは集中してやってしまわなきゃならないと、こういう問題があります。だから、単費で和束町の財政状況はもちません。やっぱりできる基本は、国の金を入れた事業でやりたいと、こういうことが基本姿勢として持っております。

それと、もう一つお願いしたいのは、今まで北部幹線、南部幹線を主要道路として計画を持っております。ただ一つおくれますのは、住民のご協力をいただかないと、用地と大事な土地を持っておられる住民の方もおられます。そうした方にこういった事業を十分にご理解いただくということも一つには大事だと。スムーズに進めていく場合には大事かと思っております。そういった住民のご理解いただくのは、いつもお世話になっております各区の区長さんを初め、皆さんにお世話になっておるわけなん

です。そうしたともども協働で物事に当たりながら、何とか実現する方向でお互いにやっていかなきゃならんと。

道路はまちづくりの基本であり、これは社会資本としては本当に大事な道路だということで、これは認識いたしております。そのためにも皆様のご協力をいただくのが前提であります。行政だけやったかて、あそこはできないと言われてたら、それで終わってしまうんです。だから、工事をやろうと思ったら、途中で住民の反対があつて返上してしまつたら、ほかの工事にも影響になりますので、我々は慎重にならざるを得ません。そういう慎重にならざるを得ないところをひとつ住民の皆さんなりのご協力をいただきたい。

今後そういうようなことでよろしく願いして、道路は社会資本整備の大事な、まちづくりにとって大事なという思いを持ってこれからも努力してまいりたいと、このように思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

以上で、藤井清隆議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、ただいまから1時30分まで休憩いたします。

なお、この後、議員全員で、食の安心安全、地産地消の視察で和束小学校の給食の試食を行います。12時に役場玄関口にお集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

休憩（午前11時54分～午後1時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第1に、要支援者対象の「総合事業」について伺います。

総合事業は、要支援1、2の高齢者のデイサービス、ホームヘルプサービスを保険から外し、町の地域支援事業に移すもので、まさに軽度者切り捨て、介護保険の大改悪と言えるものです。

この間、私は、仮に総合事業に移したとしても、現行よりもサービスを後退させない、負担をふやさない、その立場での検討を求めてまいりましたが、いよいよ実施が迫る中、どのような内容となるのかについて問うものです。

1点目に、予定している事業内容について答弁願います。

2点目に、サービスを提供する事業者はどこか、また報酬額は現状との比較でどうなるのか答弁願います。

3点目に、サービス水準について維持できるのか答弁願います。

4点目に、利用料負担は現行と比べどのようになる予定か答弁を求めます。

第2に、子育て支援の充実について伺います。

この間、議会研修におきまして子育て支援について学ぶ機会がございましたが、まだまだ和東でも充実すべきことがあることを実感いたしました。

町は見直しをされた総合計画で子育て支援を掲げておられますが、具体的な充実方向が乏しく、特に経済的負担の軽減に消極的な姿勢をとられています。これでは地方創生の人口ビジョンで掲げられた目標もますます絵に描いた餅とならざるを得ません。これまでの努力も踏まえつつ、もう一步踏み込んだ取り組みが必要との立場から、今回は2点伺います。

1点目は、給食費、修学旅行費用、教材費などの義務教育に係る教育費負担の無償化であります。

今、子育て支援に取り組む全国の自治体で取り組みが広がってきており、この京都でも交流のある伊根町が先駆けて実施され、同じ相楽東部の笠置町におかれましても、来年度から小学生の給食費、修学旅行費用を無償化するとの動きが伝えられておりま

す。和東もおくれをとらず、実施に向けた検討を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、高校生までの医療費無料化の実施であります。

中3までの無料化は今やスタンダードになってきており、高校生まで拡充する自治体もふえてきている中、もう一步踏み込んだ拡充を求めます。答弁を求めます。

第3に、北陸新幹線の誘致への対応について伺います。

9月に「北陸新幹線京都府南部ルート誘致促進同盟」が結成され、この間、誘致をめぐる動きが激しさを増しております。さまざまなルートが浮上する中で、最近では小浜京都ルートが有力とされ、駅は京田辺市でとの報道がございましたが、いずれにしましても、住民的議論も、またさまざまに指摘されている問題点もそっちのけで、無謀な計画がしゃにむに進められているように私は思います。

そこで3点伺います。

町長も誘致促進同盟に加わっておられると思いますが、まず第1に、和東町にとってどのようなメリットがあると考え、またデメリットがあると考えておられるでしょうか。

第2に、ご存じとは思いますが、整備新幹線が開通した先行地域で起こっている財政負担、地域公共交通網の衰退をどのようにお考えでしょうか。

第3に、バス路線や在来線の利便性向上こそ最優先であり、整備新幹線への巨額投資はその方向と矛盾するのではないのでしょうか。明確な答弁を求めます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、要支援者の総合事業の内容はについて答弁させていただきます。

総合事業につきましては、平成26年介護保険制度の改正において、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるように、医療、介護、予防、すまい、生活支援が包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を実現することを目的に改正されたものであります。

特に、この制度改正では、介護予防・日常生活支援総合事業として、これまで介護予防給付事業と実施されていまして要支援1、要支援2として認定されている方々の訪問介護サービス給付、いわゆるヘルパーサービスと通所介護サービス、いわゆるデイサービス給付が介護予防・日常生活支援総合事業に移行されるとともに、生活支援サービスが新たに総合事業に組み入れられることとなりました。

また、介護予防事業として実施しておりました2次予防事業、1次予防事業が一本化され、一般介護予防事業として総合事業の中で実施することとなっております。

本町におきましては、来年4月から介護予防・日常生活支援事業として実施するための京都府と詳細の協議、事業をお願いする事業所等との事業内容、委託単価等の協議をしている段階でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、質問いただいております1から4につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

続いて、ご質問のいわゆる子育て支援の充実をについて答弁させていただきます。

これはただいま質問の中でも、岡本議員が言われているように、非常にこういった施策は重要だということで質問いただいておりますが、その点については私も同感であります。子育ての充実というのは、行政にとっても今後考えていかなければならない、このように考えておまして、方向としては大事な方向であると、このように認識いたしております。

しかし、具体的にご質問いただいているその中で、給食費、修学旅行費、教材費等教育費負担の無償化についてと、こういうことで絞って申し上げますと、これについ



ては過去にもお答えをさせていただいたところがございます。いわゆる関係部署との協議、教育委員会もそうなのですが、子ども・子育て会議等において議論を深め、どのような施策が必要か、和束町の財政事情を勘案して検討すべきというふうに答弁もさせていただいておりますように、今もこの考えには変わりはないわけなのですが、もう少し教育委員会等とも協議を進めていきたいと、このように思っているところがあります。

次に、高校までの医療費の無料化についてですが、過去に岡本議員から何度かご質問いただいているところでもあります。これも方向として私は大事なことだろうと思っております。

中学生の医療費の無料化と高校生の医療費の無料化には、これは3年延長だけではありませんが、大きな制度上の流れの中では、いわゆる義務教育からそうでないところへと、こういうアップになるわけでありまして、このことを考えていきますと、今までは過疎債を活用して、いわゆるすこやかエンジェル基金を活用して、平成23年度より中学校までは医療費無料化を実施してきました。こういうことで、過疎債を使ってやってきたというのは、義務教育の範疇では説明し得る内容であったのかと、このように思っております。

このエンジェル基金も、当初3,000万円でスタートいたしておりますが、10月で477万円という、実績から見まして基金も枯渇の状況を迎えております。この医療費の無料化そのものについても、今後どうしていくべきかという重要な課題に今、直面をいたしております。

しかし、これは大事なことでありますので、継続をさせていく方向で進めていき、そして岡本議員が何度かご質問いただいております高校医療費の無償化に今後の方向に向かっても努力をしていく必要があるかと思いますが、その実施の段階では今ではないと、このような状況でありますので、ご理解いただきたいと、このように思っているところでもあります。

次に、3番でございます。北陸新幹線の舞鶴南部ルートの特急の動きへの対応についてお答えをさせていただきます。

これはご質問いただいておりますように、誘致促進同盟会が設立されまして、そして和束町もこれと一緒にいらしていただいて、この誘致に努力をしていると、こういうところではありますが、今日のテレビ等、また新聞等でご案内のとおり、これについては非常に厳しい状況にあります。いわゆる小浜から京都ということで、大きく報道されている方向で今、進んでいると。それも学研の中では、京田辺市が取りざたされて報道されていると、そのような方向にあるわけではありますが、いずれにいたしましても、我々は学研のほう等、そして大阪もしくは関西国際空港へつなぐ道というものを要望しているところには間違いがないわけなんでありまして、これに沿って今も努力をしているところでもあります。

この辺のメリットというのは、やはり学研から新幹線整備というんですか、非常に状況というのは、これは言われているように、大きなメリット、地域の発展にもつながるところがあるんですが、これは既に皆さんがご案内のとおり、感じておられるところのメリットがあるわけなんですが、岡本議員もご指摘いただいております、非常にデメリットのほうもあるわけでもあります。いわゆる先進地のところは在来線の特急がなくなったり、また、本数が減ったりという、日常生活における足が非常に減りましたという、新幹線は目的を持って必要であるが、日常生活に不便になれば、それはおかしいやないかというのが、今、岡本議員が言われたように、先進事例の中で言われている中であります。

そのことを当てはめると、奈良線の問題が浮上してまいります。奈良線には、現在、複線化を要望しておりまして、近隣の市町村、通っているところの市町村で複線化同盟ということで現在推進されました。私もこれは大事な問題だと。私どもはそこに直接は入っておりませんが、これも我々の足として複線の電化を強く要望していくということには間違いがないわけでもあります。

そして、今、大和快速とか走っておる、そういったものに影響がないようにしていくべきだと、このように私も考えておりました。期成同盟会に入っているときに、このデメリットの分は関係ないよということの特に皆さんで協議をいただいた。そして、確認をとって要望していく、こういう状況であります。現在、そういう中でやっておりますので、これについてはそうならないように、今、言われたようにやっていかなきゃならない。そうした上で言われている新幹線のメリットの分、便利性、いわゆるそういったところの形が大事だろうと思って考えております。

このときに和東町にとってどういうものがあるのかと、こういうことではありますが、これは近隣にこれ一つが役立つという方向では取り組んでおりません。和東町の近辺、今後の整備はやはり新名神のインター、いわゆる宇治田原のインターの問題、これも大きなポイントになりますし、それと京田辺から大阪、もしくは関西空港を通ることによって、京田辺がリニアカーの拠点にもなるんじゃないかなと、このように思っております。

今回、グローバル化してきたり、経済活動が非常に、東京、大阪、また時間短縮が一方では言われている中では、一面こうした効果も出るんじゃないかなと、このように思っているところであります。むしろこういったことが高まることによって、今、岡本議員が懸念されてます次の問題であります。バス路線に影響になるのかと、このようなご心配であるわけなんです。今のバス路線に影響は、ご案内のとおり、人口の流出の問題であります。こういった近隣に整備が整ってまいりますと、むしろ和東町が住環境として非常に整ってまいります。いわゆる定住促進の一つの方策であろうと、そのように考えますと、この路線が後退するんじゃなく、むしろいい、むしろ前進させる大きなメリットになるんじゃないかなと、このようにとらえているわけであります。

この巨額な投資というところではありますが、これはやっぱりそこを通る京都府、そして通る市町村ということになります。これは直接、和東町には影響はないとい

うように今のところ理解はしているんですが、このところ確認はとっておりませんので、今後十分に確認をとり、慎重に考えてまいりたいと、このように思っているところであります。

以上、岡本議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきました。

ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、岡本議員の一般質問、大きな1番、要支援者の総合事業の内容は、（1）予定している事業内容については答弁をさせていただきます。

介護予防・日常生活総合事業についての全体の内容につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたので、それぞれの予定事業について説明申し上げます。

総合事業の一つが、まず一般介護予防事業でございます。本年まで介護予防事業として実施しているのが通所型介護予防事業として1次予防事業、2次予防事業ともに、ころばん塾を老人福祉センターを利用して実施しているところでございます。

また、地域支援事業ではございませんが、平成26年度まで京都府地域包括ケア総合交付金事業として、また平成27年度からは一般高齢者事業として、高齢者の社会参加と介護予防を兼ねてシニアライフサポート事業を同じく老人福祉センターを利用して実施しているところでございます。

来年4月以降は、シニアライフサポート事業において、この1次予防事業の内容を包括した一般介護予防事業としての位置づけを行い、事業回数等をふやした中で事業展開をしたいと考えております。

また、2次予防事業につきましては、一般介護予防事業として引き続き実施することを前提として、京都府事業所等と協議をしている段階でございます。

次に、訪問介護サービス給付事業、ヘルパーサービスと通所介護サービス給付事業、

デイサービスでございます。介護予防、訪問介護事業におきましては、ヘルパーサービスでございます、事業の大半を和東町社会福祉協議会の居宅介護事業所を中心にサービス提供されているところでございます。

町外の事業所も一部サービス提供を行っておりますが、支援の内容につきましては、利用者の身体介助の有無を基準にして二通りのサービスを提供したいと考えておるところでございます。

また、通所介護サービス、デイサービス事業でございますが、社会福祉法人わらく会が運営されておりますデイサービスの利用が多い状況でありますので、利用者の状況に対応したサービスを引き続き提供していただきますよう協議を行っているところでございます。

次に、（２）サービスを提供する事業所はどうなるのか。また報酬額は現状と比較してどうなる予定かについて答弁いたします。

本町におきましては、先ほど答弁いたしましたように、サービス提供している介護事業所が限られている状況でございます。サービス事業者につきましては、町内の二つの社会福祉法人を中心としたサービス提供を予定しているところでございます。

また、報酬額につきましては、先般の総務厚生常任委員会でも説明させていただきましたとおり、和東町は山間地域であることを考慮して、近隣市町村よりも高い単価設定で現在それぞれの社会福祉法人と協議を行っているところでございます。京都府内市町村の単価設定にもやはり市町村ごとに大きな開きがございます。所管担当課といたしましては、現在のサービス単価を基準に算定し、利用者の状況に応じて現行サービスでの単価設定、また８割から９割程度に抑制できるサービス単価の設定を考えているところでございます。

次に、（３）サービス水準は現行水準を維持できるかについてでございます。

現在、国より示されました平成２９年度における和東町での総合事業の上限額は約

1,430万円と算定されております。所管課としましては、国から示されております上限額を超過したサービス給付は、住民の皆様からいただいております貴重な介護保険料から支出するということになることから、上限額の範囲内の現状でのサービスを維持できるように努力したいと考えております。

続きまして、(4)利用者負担は、現状と比較してどうなる予定かについてでございます。

所管課といたしましては、委託単価の1割程度負担していただくということで考えております。

以上、岡本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、まず最初に3番目の質問、北陸新幹線の関係で少しだけ、あと、お聞きしたいと思うんですけど、先ほど町長からお話があった中を見ましても、どういうルートで来るにしてもですよ、和束町にとってどういうメリットがあるのかという意味では大変曖昧で、具体的なものはないと思うんですね。町長のいわゆる願望というか、こうあってほしいということはわかりますけども、具体的にどうなるのかという点については何もないと思うんです。

デメリットについては、ある意味、具体的で、先ほど言われたような在来線の問題、また財政負担の問題等が、これが実際に先行した地域で実際に起こっていることですから、やはりそれはある意味、具体的な問題としてあると思うんです。そう考えますと、ある意味、今の段階でもろ手を挙げて誘致を進めるという根拠というのはないと思うんですね。ですから、私は、むしろさまざまな懸念の問題等を考えれば、反対すべき問題だと思うんです。

もう一つ聞いておきたいのは、先ほどいろいろデメリットとして在来線の問題等を

触れられました。それはそのとおりだと思います。そうならないように確認してと言われましたけど、そんな保証はどこにあるんでしょうか。本当にそれがなったときに在来線は切られませんか、そういった一切のこれまで起こってきているようなデメリットの部分というのは一切起こりませんという、そういう保証はどこにあるのか。あるのであればお答えいただきたいと思うんです。

それと、例えば、小浜京都のルートでもし行ったとしても、2兆円を超える建設費用と言われていて、今の段階です。もしかしたら膨らむもしれません。このような莫大な費用を誰が負担するのかですよ。

先ほど、それよりも奈良線の問題とかバス路線の問題のほうが優先だという点は、多分、町長も思っておられると思うんです。それも問題ですけども、これだけの費用を誰が調達するのかというね。

今、盛んに国会のほうでは年金はカットされる、介護はもっと悪くなる、医療費の負担はふえる、消費税もまた上がるかもしれない、全体として財政が大変だというふうに一方で言うておきながら、これだけの莫大な費用がかかる公共事業の議論の中で、費用のことを一つも議論になってないわけですね、つくるのが当たり前かのような。じゃあ、これは一体誰が負担するのかという議論も全くない。これは大変おかしい議論をされていると思うんですよ。

これだけ地方財政も大変だ。先ほどいろんなサービスをよくするにも財源が大変だと言っているのに、なぜこれは何も問題にならないのかというふうに大変おかしい議論をされていると思うんですけども、町長はこの費用負担というのは、先ほど和東町が負担するのかどうかわからないと言われたけども、例えば京都府が負担するにしても、どっちにしても私たちが払った税金が投入されるわけですよ。こんなことに物すごいお金が使われていけば、もっとほかに使うべきところに回らなくなるというのは目に見えていると思うんですよ。町長はその辺、財政負担について誰が調達するのかというのはどういうふうにお考えなんですか、その辺、お答え願えますか。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この財政負担というところだけ考えますと、この率は別としましてですね、いわゆる国、JR、そして地元ということになるだろうと。だから、都道府県の中までは報道で知らされてきている。あと、市町村というところがもう少し曖昧な点が残っていると私は思っております。

それと、先ほどのこの問題を考えていくときに大きなところで費用対効果というのを議論されております。この費用対効果のとり方もいろいろと議論されておりますが、将来の地域づくり、将来の国土をどうするんだということの中で、いわゆる日本海ルートが京都府では言われてきて、それを誘致しようという、こういうことであります。

いわゆる長期の方向に向かってやりますから、そういう中で今、何ぼ負担するか、どこが負担するかの問題であり、その金額の負担額が今日の経済活動、生活、住民生活にどのような負担になるのか、こういうところの議論をされてきていると、このように思っておりますので、ここはやはりそういった方向の中できちっと議論は当然やってもらわなきゃならないと、このように思っているところであります。ただ、市町村に当たってその線が通ってない、どこも通ってない、和束町がどうなんかというところは、私はないという感じで思っているところであります。

線が通ることによって負担できないということで、県では通ってくれたらかなわんというところもあったんですが、奈良県なんかはそういう考えであったというように私は考えておりますが、この辺のところは国の大きな問題であろうと、このように思っているところであります。

あわせて、これは先ほどのデメリットのほうが町長はわかりやすく説明ということで、メリットのところはもう少し申し上げられなかったと、こういう話でありま



したが、少し答弁に加えさせていただきたいと思いますが、これは一つにも二つにも、和東町の置かれている立地状況が改善されるという意味を考えております。これは新幹線、そして在来線、そしていろんな現在の路線、こういう交通状況、こういったことを踏まえていくというのが非常に重要なことでもあります。そして、今もインバウンド観光というのがよく言われておりますが、そればかりがやはり前に日本の各地、国内から多く奈良と京都の真ん中に来ていただくというのが大事であろうと思います。そういった交流を深めることによってまちづくりが進んでいく。そのことによってまちづくりの方向が定まってくると、こういう考え方の観点に立って、先ほど答弁させていただきましたように、いわゆる新名神の建設、いわゆる宇治田原に35年に完成されると。これもまちづくりに大きな影響なるわけでありますので、そういった一環でとらえておる。そういった一環でデメリットととらえておると、こういうことでもありますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

別にメリットをそんなに無理やり絞り出すように言う必要もないと思うんですね。基本的に、先行地は見てもわかるように、やはり当初は新幹線が通れば観光とか地域振興につながるというふうに言われてきたものですが、実際はそれだけ高速化していく中で、逆に言えば、本当に日帰りができるようになってくる。今、問題になっているような東京一極集中がますます進んでいくというね、いろんな事業所の本部やあいったものも、便利になれば、もっと東京とかにまたシフトしていくということが実際に今、起こっているというふうに言われております。そういう点でも、巨額な投資を行ってですね、投資といっても全てほぼ税金ですからね、そういったものをつぎ込んでやっていくような事業ではないということなんですね。私は今の段階でも明らかだと思うんですね。ですから、やはりこういうことに町長が誘致に手をかされる

ということじゃなくて、本当に和東町の今後のことを考えれば、こういうことにお金を使っているときじゃないということを私は主張していただくべきだというように思いますし、もう少しそういった面をよく考えていただいて対応いただきたいと。

私は、むしろ反対をいただいて、こういうことに貴重な税金を使うべきじゃないと。もっとすべきことがあるということを私はぜひ主張していただきたいと、これは強く要望しておきたいと思います。

次に、総合事業についてですけども、これは大変大事な問題ですので、幾つか聞いておきたいんですが、特に今回焦点になっておりますヘルパー事業、それからデイサービスの関係ですけども、先ほどヘルパーについては、現在、社協が大半を担っていただいていると。今後ともそこを拠点にというか、二つのサービスをしていきたいとさっき言われましたけどね、その二つというのはどういうことですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

二つの事業というのは、身体介助を必要とするヘルパーサービス、また生活支援部分、掃除・洗濯・買い物等ですね、そういうサービスの二通りのサービスを実施するという考えでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

はい、わかりました。

それとですね、一つ一つ聞きたいんですけども、事業所に支払う報酬について、いわゆる山間地であることも考慮して、近隣よりも高い単価を考えているというふうに言われましたけども、これは現在の介護保険としてやっていただいている保険事業と

して今やっていますね。この単価と比べてどうですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、単価でございますが、デイサービスにつきましては、従来どおりのサービスが必要な方につきましては従来の介護報酬と同じような金額の設定、もう1点は、一つ、今、サービスA型という形になるんですけども、そのあたりを考慮して、生活外出支援、またデイサービスの身体的な介助のない部分のデイサービスについては、少し単価は下げると。

現在、京都府内の市町村で公表されております最も高い単価が3,300円という形になっております。その3,300円より少し高い金額を今、事業所にお示しさせてもらっており、現在、回答を待っているというところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それとですね、サービスの水準が維持できるのかという話で、いわゆるこの間、示されている上限額を今、言っていました。1,430万円だというふうにも言われましたけども、この範囲内でしたいというふうにも言われました。その場合ですね、大事なのは、その範囲内でやった場合に、これまでと最低でも同水準のサービスというものが維持できるのかということを知っているんですね。それはこの1,430万円のいわゆる枠の中で、総合事業でこれまで保険でやってきたそのサービスと同水準のサービスは保証できますということによろしいですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、あくまで今現在のサービスをそのまま提供できるようにしたいという考えでおりますので、水準は維持できるものと考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

その答弁は絶対に守っていただきたいと思うんですね。何か抜け道があってもだめだと思っております。

やはり今度の総合事業というのは、いわゆるもともと介護保給付でやっていたものを要は制度を改悪することによって保険から外すということなんですね。これは利用者にとってみれば、別に全くそんな状態とか変わってないのに、制度が変わるだけでこれまでと違ったサービスを受けなくちゃいけないとか、それよりも後退したサービスを受けなくちゃならないとかいうことになってはだめだということを書いてきました。そういう点で、今、答弁あったように、これまでの保険でサービスを受けていた水準は維持しますということですので、そこは最低限ちゃんと守っていただきたいというふうに思うんです。

それとですね、負担の問題ですけれども、いわゆるこれまで1割負担、場合によっては2割負担があるかもしれないけれども、そういう要支援として受けてこられた1割負担の額というものが、これも総合事業に移っても額としては負担は最低限維持されますと、これ以上、上がりませんということによろしいですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

そのとおりでございます。和東町では、あくまで委託金額の1割を負担していただくということで事務を進めたいと考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

委託金額の1割負担ということじゃなくてですよ、今まで実際に払っている負担です。ね、委託金額の1割というものと、これまでの介護給付としての1割というのは同じであればいいですよ。結果として、これまで例えば1,000円払ってました。今度、委託金額の1割だから、1割は同じけども、実際に払う額は1,200円でした。ではだめだと思うんですね。そういうことを言っているんです。そこはもう一度確認したいんですけども、そういういわゆる実際に払う額として維持されますということよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員もご承知のとおり、これまでの介護保険の報酬という単位でございますが、月単位の利用料でございます。月1回利用しても同じ金額なら、月4回しても同じ金額でございます。しかしながら、私どもとしての考え方は、その月単価を基準にして4分の1、もしくは5分の1程度になるような単価設定をしておりますので、その1割ということになれば、当然、これまでの負担と同額、もしくは以下になるという理解でおりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、現時点のところでは、サービスの水準についても、また負担についても維持していきたいというふうに言われました。それは29年度は一定緩和期間というものもあって、一定のあれがありますけども、30年度以降については、以前の答弁で、その辺は不透明な部分があるみたいな話をされてましたけども、それ以降も含めてそうであるということよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

岡本議員のほうから質問がありました平成30年度以降の考え方でございますが、現在、国のほうで介護保険制度の関係の改定がいろいろ議論なされているところでございます。また、和束町につきましても、平成30年度から平成32年度までの高齢者保健福祉計画、介護事業計画を作成するという段階でございます。しかしながら、やはり国の制度にのっとって本来業務があるべきというもので考えておりますので、そのあたりは国の動きを見ながら対応させていただくということになりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる今度、介護保険制度の改定について、今、厚生労働省のほうでいろいろ出ておまして、いろいろ新聞報道等も若干出てきておりますけども、今後、要支援だけじゃなくて要介護1も含めてのこともどうだとか、あと、利用料負担も全体的にもっとふやしていくであるとか、さまざまな意味でも本当に根底からこの保険制度を壊してしまうかのような議論がされていると思うんですね。

そういう点では大変見通しは悪いと思うんですけども、ただ、やはり先ほども言いましたように、利用者にとってみれば、本当に自分の力でできることはやっていこう、そういうサービスを受けることで一定自立した生活もしていきたいという中でサービスを受けてこられた。その水準というものが何があっても下げるということは絶対あってはならないと思うんですね。一応、国の制度といっても保険者は町ですから、やはり町としてちゃんと責任持って、後退しないように、また負担がふえないように、30年度以降についてもしっかりと検討いただきたいというふうに思うんです。

もう1点ですね、先ほど事業者の関係でいわゆる報酬単価を一定高めにとという話もありましたけども、今、全体的には、やはりなかなか保険給付でやっているときに比べて低くなっていくという状況もある中で、事業所の経営そのものが大変だというようなご意見があると思います。ですから、その辺の協議があると思うんですね、どう受けるのかという点で。その辺でいいますと、やはり今、示していただいているような報酬単価というのは、一定平均よりは高いというふうに言われてますけども、そこは率直に言って、事業所として限られた事業提供者しかいないという中で、その事業者がやっていけないという状況になれば大変大きな影響にもなります。その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

まず、1点目のヘルパーサービスの関係でございます。

さきの総務厚生常任委員会でもお話ししましたように、和束町では高齢者ホームヘルプサービス事業というのを介護認定を受けておられない方でも事業を実施しております。この単価が2,290円ということになっております。常任委員会でもお話ししましたように、現在、社協とそのあたりの単価をもって話し合いをさせていただ

ているというところでございます。

また、もう一方の社会福祉法人でございますが、やはり岡本議員がおっしゃるように、私どもの総合事業を実施することで経営がしんどくなるということは避けなくてはなりません。ですから、その社会福祉法人ができる範囲でこれとこの事業をやってほしいというお願いをしております。

一方の事業については、逆に、実施できないという場合も考えられますが、そのときにつきましては、違う事業所と早急に協議をしながら、29年4月以降、同じように実施したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる事業所の経営が大変だということになりますと、そこで働く、いわゆる実際にサービスをしているヘルパーさんであるとか、また、その職員さんの待遇にも全部かかってくるということになります。そういう点でいってもですね、もちろんこれは国の制度である以上、国自身が介護報酬の関係をしっかりと維持するであるとか、上げるであるとかということが本当の意味で大事なことですけども、そういう点で、やはりそこについてはそういった意味での協議をしっかりとさせていただきたいというふうに、これを強く要望しておきたいと思います。

もう1点、関連してですね、この総合事業をサービスを提供するという入り口として、いわゆるチェックリストというものがあると思うんですね。このチェックリストはこれまでも予防事業の中で使ってこられたというふうには聞いているんですけども、この総合事業のサービス提供の入り口にもなるというふうには聞いております。

懸念されているのは、このチェックリストというものと介護認定の関係なんですね。今の介護保険というのは、サービスを受けたいという意向があれば、いわゆる認定調査というのにかけて、それに基づく認定を行って、要介護幾つとかいうふうに判定し



ていくと。それに基づいたサービス計画をつくっていくという流れになっていると思います。

今回、チェックリストという介護認定ではない、いわゆるその職員さんの簡易な判断基準によって、本来、介護認定を受けて介護サービスを受けられるという方も、全て総合事業等に流し込んでいくという、そういった懸念というのものもあるわけです。ですから、ある意味、介護から無理やり卒業させるというような言い方をされますけれども、介護保険のお金を使わせないために、いわゆるチェックリストでもって総合事業に振り込めていくと、こういうようなことが全国的には懸念されていると言われてますけれども、和東町としては、そういったものじゃなくて、これまでどおり、まず介護認定を基本にして、それによって要支援であるとか要介護であるとかということを判定した上で支援を行っていくということによろしいですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、介護の相談の関係でございます。

岡本議員がおっしゃるように、福祉課の介護申請のかかります対応窓口といいますか、これは地域包括支援センターが担うということになっております。実際、相談された方が、福祉用具の貸与であったり福祉用具の購入、また住宅改修、訪問看護、訪問リハビリ等の提供が必要だという方につきましては、従来どおりの介護申請でもってそれぞれ要支援1、要支援2、要介護1から5が出るという形になりますので、要支援の方についても、あくまで申請をしていただく必要がございます。

そして、チェックリストの関係でございますが、現在、福祉課で考えておりますのは、相談に来られるのが本人である場合もございますし、家族の場合もございます。しかしながら、やはり本人に聞き取りをして、本人がどのようなサービス、また自立

に向けた支援が必要かということも福祉課の中で一つのものとして整理する必要がございます。

福祉課といたしましては、やはりそのときにはチェックリストを使った聞き取りも含めた訪問ですね、ご自宅に訪問して、やはりこれまでの疾病の状況、また体の状況、それらを確認させていただきまして、適切なサービスにつながるよう対応させていただきたいと考えております。

なお、平成29年度の予算要求でございますが、そのための人員確保ということで要求したいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今の答弁だけ聞いておりますと、いわゆる介護認定につないでいくというこれまでのやり方ということは変わらないと思うんです。これまでは要支援になるかどうかも含めて、また自立になるかも含めて、とりあえず認定を受けてもらって、それで出た判定に基づいたサービスを提供していくというのが基本だと思うんですね。

ただ、チェックリストというものが、ある意味、悪用されて、介護認定に行かずに、全て総合事業や一般の福祉施策で対応されるように向けていくというものに使われていく向きがあるわけですね。和東町ではそうならないように、そこはやはりちゃんとやっていただきたいし、チェックリストによって認定を排除していくということには絶対ならないということはもう一度確認のため答弁してください。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほども言いましたように、あくまで福祉課の担当職員が訪問、面談をして、その

結果、適切なサービスにつなげられるようさせていただきたいと考えております。

また、定期的に課内の中で統一した審査というものが必要になります。やはり毎週1回なり、相談があった事例について審査をさせていただき、課内で共有をしたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこは本当にぜひ後退のないようにしていただきたいというふうに確認をしておきたいと思います。

いずれにしてもですね、総合事業だけじゃなくて、言われたように、今後さらに介護保険制度自身が大きく後退させられようという動きが国のほうでされている中で、町としてもそれにちゃんと声も出して、これ以上、介護基盤を崩さないように要望もしていただきたいというふうに思いますので、その点はまたお願いしておきたいと思います。

それでは、最後に、子育て支援の関係ですけれども、まず教育費の無償化についてですけれども、先ほど町長は、連合教育委員会との協議であるとか、子育て会議等での協議や審議も含めて今後検討していきたいという話でしたけれども、ぜひ、これは早急に具体化していただきたいというふうに思うんです。

先ほども言いましたように、既に京都でも交流のある伊根町が去年度からそれを始めておられますし、それから同じ連合管内の笠置町も町の子育て支援の取り組みとして小学生の給食費や修学旅行の費用を無償にしていこうと、そういった予定をされているというふうに聞いております。そういった意味でも、やはり町としてもいつまでの教育委員会と、教育委員会は、ある意味、予算がないわけですから、町としてこういうことをしていきたいというふうにしっかり持てばですね、十分、教育委員会としては対応いただけると思うんです。

実際、教育委員会の方針の中にも子供の貧困対策であるとか、教育費の負担を減らしていくという方針を持っておられます。そういう意味でも、十分合致する方向ですし、ぜひ、いつかやりましょうということじゃなくて、本当に来年度も含めてしっかり具体化いただきたいと思うんです。

もう少し具体的に言いますと、例えば修学旅行の費用などでいえば、小学校でいえば、本当に今、子供さん、さっき小学校へ行ってきましたけども、多くても30人いるかどうかです。ですから、今の補助の関係でいえば、30万円ぐらいあれば十分対応できる状況にもなっています。ですから、やはり具体的に、できるところからも含めてぜひ検討いただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

基本的なところでスタンスの問題でいいますと、和東町の行政、そして教育については教育委員さんを設けて教育委員会の中でやっていこうと、こういうことであります。

この予算の権限とかいうのは町のほうにあるにしても、どういう趣旨で教育委員会が置かれているかというところは、教育委員会が上でもなきゃ、行政も上でもなく、和東町のいい教育の方向に向かって教育委員会でも議論していただきたいし、そして和東町のあるべき姿を教育委員会と議論していく、こういうことで、私が押しつけていくという問題ではないかなと、このように思っている。これは基本的なスタンスの問題です。

そういう中で、今回、岡本議員が連合に行かれて、連合の中でもいろいろと質問されているものは聞かせていただいているわけでありまして。その辺のところではいいますと、PTAの問題の議論が連合の中で出ておりましたが、そのとらえ方の問題という

のはもう少し整理していかなきゃならんのかな、そのときは思いを持ったわけなんです、そういうことも含めながら、修学旅行の範疇、どうなんかというところとか、いろんな面というのは教育委員会でももう少し詰められるところがあるのかなと、このように思っているところであります。そういう段階で、うちのほうから今まで岡本議員は再三必要だと言われておりますので、そういうことで私にも答弁を求めておられると。

私は先ほども答弁させていただきましたように、方向としては大事なことであるということで、ここは岡本議員と合っているわけなんです。それだったら早く来年度からというところをもう少し教育委員会とそういうところで詰めていかなきゃならない問題かなと、このように思っているところであります。そういう意味におきまして、今後、そういう議論というのはやっぱり重要だと思っておりますので、そういうことをやってまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

連合のほうでこういう話をしますとね、朝の議員も言っておられましたけども、教育長などは、それは各町でという話をされると。ここに帰ってきて言うと、教育委員会と連携してというふうに言われて、じゃあ、どこがやるのかという。結局、どこもあっちかこっちかみたいになって、誰も結局しないみたいないうことで済まされている状況があるというのを私は思うんですよ、大変、二重行政的な部分がありますけどもね、いずれにしても、この前の連合議会でも町長は連合長として言われましたけども、教育委員会はいわゆる一つではあるけども、それぞれの施策については各町が財源を賄っているんだと。だから、それぞれの特色を出せるんだというふうに言われたと思うんですよ。

そういう意味では、やはり町として総合計画などで掲げている子育て支援の充実やまた人口をどうふやしていくか、また若者の定住をどう進めていくかというものの関係で、町としてはこういった方向をぜひやっていきたいという方針をまず持つが教育委員会と協議する上でも大事だというふうに思うんですよ。だから、そこを町としての考えをちゃんとはっきりさせていただきたいというふうに思いますし、そこをもう一回答弁いただきたいと思うんです。

それと、最後に医療費の問題ですけど、私は、やはり基金だけで賄おうというのは無理だと思うんですよ。やはり子育て支援全体としてね、いわゆる一般会計からどう補償していくかということですから、基金が枯渇するからどうしようかということじゃなくて、やはりそれをちゃんと会計全体の中で補償していくということが必要ですので、その考えを改めていただきたいと思うんですね。

この間、いろいろと全国の状況をもう一回見ますと、北海道の南富良野町というところでは22歳まで無料化されているんですよ。大学生であればという前提はありますよ。本当に高校生までというのは、18歳までというのは、ある意味、もっと超えたところでされている自治体ももう既に出ているわけですよ。ですので、やはり和束町としても、昨年の子供さんが生まれる数も13人ということで大変最低を更新したということもありましたけども、これをすれば全て解決するわけではないのも私にわかっておりますけども、ただ、やはり町としてできる限りのことをしていくということがまず大事だというふうに思いますので、この18歳までの高校生なり18歳までの医療費無料化についても早急に具体化して、実施できるように検討を進めていただきたいと思うんですけども、それも含めてもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

確かに、中学生までの医療費の無料化というのは非常に重要で、早く取り上げていかなきゃならんという思いが強かったものであります。ところが、財政が非常に厳しいときでありましたから、その財政の中ではなかなかいけないという中の工夫として、これはいろいろそのときの工夫して過疎債を適用して基金を積み立ててやったと。これはうちの工夫でやらせてもらった問題であります。

しかし、そのときでも、財政が苦しくても、こういう制度を設けてでもやろうという姿勢は必要だという観点でやった姿勢でありますので、今もその姿勢では、基金がなくなったらもういいのかと、こういう話にはならないと思いますので、これは大事にこれからも考えていかなきゃならない。

そして、今、言われたように、今後どうしていくべきか、その方向としては非常に大事なところがありますので、そこは十分詰めてまいりたいと、このように思っているところであります。

先ほどのように、高校の教育、当然、教育委員会は、それぞれの町村が100%持っている分です。その個性でやります。

○議長（畑 武志君）

これにて岡本正意議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後2時45分まで休憩いたします。

休憩（午後2時30分～午後2時45分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

議長のお許しをいただき、通告書に基づき一般質問を行います。

まず、マウンテンバイクについてであります。私は、マウンテンバイクについて

余り知識はございませんので、どうぞ皆さん、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、町長は、「関西ワールドマスターズゲーム2021」の開催が決定されておりますが、どんなものかお教えください。また、そのマウンテンバイクのルーツもあわせてお教えください。いつごろ誰がつくったのか、また日本においても、いつ、誰がもたらしたのか、それから、スポーツとしていつから開始されたのか、現在の愛好者は何人いるのか、また近隣において公認の施設がどこにあるのか、この競技を和東町に誘致することについての理由は何なのか、和東町のメリットは何なのか、当然、和東町の住民の皆さんが歓迎をされているのか、目的は何なのか。

私が思うに、町長は住民の賛成を得て和東町にとおっしゃっているのか、この件についてはまだなのか、自分勝手に決めておられるのか、住民の声を聞かないで行うことに私は余りよろしくないと思ひますが、いかがなものか。

和東町民は、自転車の競技の種類は違ひますが、ロードバイクとマウンテンバイクが一緒のように考えられているので、理解が得られるのでしょうか。

木津信楽線のある和東町においては、自転車について多くの住民は交通事情が非常に悪いイメージがあり、余りよい印象があるとは思ひません。そんな住民の考えをよく知っておられるのか。それなのにあえて誘致をされることは住民の歓迎にはなりません。

さらに、町長は、自転車のこともよく理解して知っておられるように、「ストライター」の競技も知っておられますか、お尋ねをいたします。

次の質問には、通告書では2、3、4、5がありますが、全て関連いたしますので、一括でいたします。

次に、No.166の議会だよりにおいての私の住民との協調についての質問で、「当初から住民との協働・協調を図っており、地域住民の交流を尊重し、町外と住民の声を聞きながらやっていくのが今の時代に必要と思ひ」と答えられておりますが、



当初とはいつなのか。

また、「町外の住民の声を聞き」とありますが、町外の誰の声を聞こうとしているのか。和東町の住民の声さえ余り聞いておられないのに、具体的にいつ、誰にどんな方法で住民の声を聞いておられるのか。今、行っている町政懇談会がそれに当たるのか。

また、少子化対策についての質問においても、町長の答弁は、私の持論と称し、「世の中は便利なほうに流れ、いわゆる楽なほうに流れる。損得のほうに流れる。このような打算的、合理的な考えで動く流れになっている」とあり、これは少子化対策の何に当たるのか、ちょっとピントが外れるのではないのでしょうか。もう少し詳しく少子化対策についてお考えをお聞かせください。

また、住民の声を素直に聞き、期待に応じて事を実行すべきとの質問に、「地域懇談会は何度か開いており、平成25年度から茶源郷出前サロンを持っている」と答えられておりますが、食堂やすし屋の出前でもあるまいし、非常に言葉の使い方はばかにしているように思われます。これが和東町のすばらしい町長の言葉なのか。また、「区長さんが希望されているならばいつでも出向きます」とおっしゃっています。そんなことは当たり前ですよ。相手の要望があつてからこそでは消極的としか思えません。

他方では、職員の掌握すらできないことがたくさんあります。1期から3期目までは一定の評価をいたしますが、最終の4期目ごろからだんだん消極的になっているのではないのでしょうか。職員の綱紀粛正にも取りかからなければマンネリ化になっていると思います。

例を挙げると、夏の参議院選挙の開票の大失態や固定資産の延滞の問題、後期高齢者保険料の二重引き落としなどがあり、こんな状態では来春の選挙にはみずから出馬はできないでしょう。

私個人では、あなたを尊敬をしておりますし、期待もしております。しかし、和東

町の住民が果たして私の考え方と一致しているのでしょうか。十二分に住民の声を聞かなければならないでしょう。近くの人や各区の本当の声を尊重し、決断を下すべきでしょう。また、引き際も大切なことでしょう。

こんな失礼なことを誰が言ってくれますか。私の一方的ですが、真の友人だからこそ思ってください。

あなたにそんなたくし、ご機嫌とりの人たちも多くあるでしょうが、これにおごれることなく、しっかり自分を見詰めて、てんぐにならないように頑張ってください。町長、いかがですか。

以上で一般質問を終わり、自席に戻り再質問を行います。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいというように思います。

最初に、岡田議員は政治家として非常に長らくやってこられた。私も職員のところか非常にご指導をいただきながらやってきたと。本当にそうした真の友達という言葉で言うていただいたわけなんです、非常に光栄に思っております。

確かに、こうしてやらせていただいて、マンネリ化、消極化、こういったところには反省をしていかなきゃならない。こういったご指摘をいただいたというのは、本当に私、感謝しているといいますか、間違いなく本当にありがたいなという感じで今いただきました。

最初に、そういった中で、マウンテンバイクについてでございます。

これは何点か側面を挙げてご質問をいただきました。このマウンテンバイクが始まったのはどういうところからの背景なんです、これはご案内のとおり、湯船の地域をどうしていこうかという、いわゆる辺地対策の中で議論してきたことがあります。

そして、大学と連携して早稲田大学に入っただいて、そういった中で提案をいただいで、何とかしていこうということで、地元の住民の皆さん、区長さんにも、そして区の役員さんにも加わっただいで、社会福祉センターの中でも議論をしていただきながらこういった方向ができ上がってまいりました。

森林公園の使い方、当初は、いわゆるドッグ何とかいうようなこと、犬の遊び場みたいなどの提案があったんですが、湯船の地元の方は、犬の遊び場はあかんとしぶられまして、これは実現しなかったことであります。しかし、マウンテンバイクについては一定ご理解をいただいで、今も進めていただいでおると、こういう理解を一つはしております。生まれたのがそういうことが背景であります。

そして、今度、これが進んでいくと、よく話が出てまいりますのが、この発表が京都府庁でもやられるわけですから、そこへ知事もいつも同席されております。知事がマウンテンバイクの同席されたときに、オリンピックの選手の養成という話が出たとき、私、正直なところ、マウンテンバイクがオリンピックの種目というのは思っただいかなかったものですから、非常に私も恥ずかしい思いをしたことが、今、覚えております。そういうことで、いろいろと進めてこられた。

知事は広域連合の一員として、今、関西広域連合で頑張っただいでおるわけなんです、関西広域連合の一つの方向として、いわゆるワールドマスターズ、これをアジアに、そして日本に、そして日本が関西を中心に進めようということで、関西広域連合に取り組まれている、組織されているところが誘致されました。そして、誘致活動されまして、いろいろなところがあるわけなんです、その中で京都府でやる種目が決まっただいでまいります。いわゆる開会の行事は京都市だと聞いております。何点かは北部で開催されますが、南部で開催するのは和束町と京田辺市の2カ所だというように、今、聞いております。こうした取り組みを進めてまいり、地元とも相談し、こうした方向の中で取り組んでまいりました。

岡田議員は相当詳しく勉強されているようで私、恥ずかしいわけなんです、いわ

ゆるワールドマスターズというのは、一定年齢の上の生涯スポーツというように認識いたしております。

ルーツ、そういった細かいところをいろいろ言われました。選手層とか、今、日本で何人とか、こういう話であります、非常に申しわけありませんが、そういったところまでは調べてなかったということで申しわけありませんでした。いわゆるいただくのがマウンテンバイクについてどうですかという質問だけでしたので、そういった細かいといますか、非常に大事なことだったと思うんですが、私の認識不足で申しわけなかったんですが、正直なところ、内容をもう少し勉強させていただいて、いつかまた答えさせていただくということにさせていただきたいなど、このように思っております。

この誘致の大きなポイントというのは、二つの側面があります。

一つは、スポーツ大会を通じてスポーツ振興しながら、その成果を将来に、観光とか、また地域振興、今、湯船のいわゆる地域対策につながっていく。あえて和東町の活性化につながればいいなど、そういうことで、スポーツ振興でまちづくりしていこうと、こういう観点が一つはあります。

もう一つの観点は、湯船の森林公園で予定地になっているわけですから、その会場まで、道路とかまちづくりとして基盤整備も必要になります。

過日、私は、甲賀市長とお会いをさせていただきました。甲賀市長にお会いしてお願いしたのは、ワールドマスターズへの協力依頼と、それに向けての道路整備をお願いしたいと、こういうことで道路整備をお願いし、そのときの話としては市長は、それに間に合わせるようにやりますということをお願いいただきました。こういう本当にありがたい中ですが、このように、もう一つは、これを機会に基盤整備を進めてまいりたいと、このように思っているところが大きなところでもあります。

それともう一つは、これが大きな二つだと思いますが、和東町の地域ブランドを高めていくこと、地域の誇りをどうつくっていくか、そういったことにつながっていく

ことも大事だなと、このようにこれにとってはとらえております。

確かに、今、言われておるように、ロードバイクというのが和東町へ入ってこられて、これは専門誌で紹介されておりました。特に多いのが井手から和東町へ入ってくる道というのは、非常に車の数が多いわけでありまして。このときには本当にあの道で自転車になれば、本当に農家とか住民の人は気が気じゃないという声は聞いております。

それと、先ほど朝から藤井議員がご質問ありましたように、木津信楽線が非常に悪いところがあって、運転者がそれを待たなきゃ走れない。もう大変なんだと、こういう話が出ておりました。特にルールの中では先導を走る人、それと、後をついて確認するとして挟んで走っていきますから、やっぱり4、5台とか、多いときには10台、先導と後ろを見ながら走っていくと、こんなことですから、非常にかたまってくると大変だという住民の声も聞いておりますし、岡田議員も言われるとおりで思っております。そういうことで、これについては、今、住民が不安を抱いておられるということは私も認識いたしております。

今日、こういった問題を京都府に取り上げて、地域づくりの中で取り上げていただいておりますのが、朝も建設事業課長が申してましたが、私はここは定かじゃないんですが、いわゆる自転車の走るところを標示していく、こういったことを決めていくとか、そういうことを今、京都府のほうで動いていただいているわけでありまして。こういう意味で、何とかこの辺をまちづくりと合わせて、これからも岡田議員が言われたところを十分頭に入れながら、和東町でできるところは和東町ですが、ほとんど京都府にお願いしなきゃならない問題でありますので、こういった問題は努力していきたいなど、このように思っているところであります。

こんだけ進めているんだ。町長はマウンテンバイクは全て知っているんだというご認識で今、質問をいただきました。町長、ストライザーというのは知っているかと、こういう話だったんですが、正直のところ私は余り知識がなくて、本当に恥ずかしい

話ですが、岡田議員のほうが相当勉強されているようでありまして、この辺については足りないところは担当課長から答弁させていただくことを許していただきたいと、このように思っております。

次に、住民との協調についてであります。

これは当初から、町長はよく町外から声を聞くと。町外とはどこななんと、こういうことであります。

私は、今のまちづくりで大事なものは、交流が大事だと思っております。町内に住んでいる方も大事であり、町外から和東町を見ている方も大事であろうと。交流促進がまちづくりの大きな基盤になっているのは、今、和東町の総合計画に交流人口をうたっていると、こういうことでもありますので、そういった配慮はこれからやっていかなきゃならんのかなというように思っております。

それから、きちっと理解してはって、私も今、聞いていて反省しておったんですが、少子化対策の質問をされている前回の議会の中で、町長はそのときに人口流出の原因にかかわるように思われるようなことを原因に挙げているんじゃないかなと、こういう思いをされていたのかなと。なるほど、少子化対策と打算的な、合理的な今の流れというのは、どちらかという都市へ都市へと流れている、便利なところへ便利なところへ流れている、しんどいことより楽なほうへ流れている、いわゆる損より得なほうに流れているというのは私の持論とっておったんですが、今、指摘を受けて初めてはっといたしました。いわゆるこれは少子化対策の原因にはなってなく、むしろ和東町の人口の流出の原因になっておったのかなと、こういうふうにとらえさせていただいて、この答弁は確かに、岡田議員が言われるように、少子化の理由には答えてないということで反省をし、私は今、気づいたわけですので、その都度、こういうような不適切といえますか、余りきちっとできてなかった答弁というのは非常に恥ずかしく思っております。

少子化にはそれぞれ原因があるかと思えます。少子化の原因は、先ほど岡本議員

の質問にありましたように、いわゆる子育てとか環境、仕事の環境、社会の環境、いろんな環境があるだろうといますので、一つが原因じゃないというように思っております。そういうことを考えていきますと、総合的にとらえていかなきゃならない面と和東町独自の事情によるところ、ここを分析してやっていかないと、一言で少子化対策はなかなか難しい問題であろうというように思っております。

これについて語るというのは時間が限られている中ではいろいろありますので、先ほどご質問いただいた少子化で町長はこれを答えたというのは、これはちょっとおかしいんじゃないかということでご質問いただいておりますということから考えますと、確かに岡田議員が言われたように、これはその答弁にはなっていないということで、お許しいただきたいというように思っております。

それから、町政懇談会でございますが、町政懇談会というのは、ご案内のとおり、本当は議会でも皆さん言うておられるように、毎年1回とかいうんやなしに、やっぱり住民の声を聞いて町長はやっていくべきやないか、住民の声を聞くべきやないかと、こういうことでありまして、住民の声を聞いてまちづくりをする。住民主役のまちづくりというのは、どこのまちにとっても当たり前であるわけなんです、そういったところを今、ご指摘いただいているわけで、少し町長は鈍感になっているのか、そういうところの配慮が足りないのか、マンネリ化しているのかにつながるのか知りませんが、原点はやっぱり住民の声を大事にしてまちづくりを進めていくというのが私は原点だと思っております、そういったご指摘をいただいているのかなと。

そういうときに、5年の一遍、基本構想が10年ありまして、そして前期の5年が前期計画、後期5年が後期計画ということで、前期の基本計画のときに各区を回らせていただきました。そして、それから回らないで、次に28年度から後期基本計画がスタートいたしました。そして、基本計画は住民との協働をうたっているものですから、住民の声を聞かせていただくこととあわせて、まちづくりの方向性をお示しさせていただく、この機会に今、回らせていただいております、ということでもあります。

その間は、毎年、声を聞いていくのが本当やないかということで、1回回りますと大変で、区長さんにもお願いするんですが、区のほうもやっぱり節々に持っていくと、こういうことでありまして、区長さんのほうでも全部の方に集まってもらうというのが忙しくて行けない。いわゆる聞きますと、役員だけで集まるんやとか、実績を見ましても10人から11人という、非常に区長さんもお苦勞をいただいております。こんなことを考えますと、毎年ってなかなかできなかったものですので、これを補うのはどうなんだろうかということで、5人でしたか何人かあるんですが、呼んでいただいたらいつでも行きますよという、いわゆる区側の事情によって言わせていただいて、うちから行きますよやなしに、区から来てくださいねという感じにするほうがいいのかということ、茶源郷出前サロンという出前なんていうのをつけてやったんですが、確かに私も、出前というのはいい言葉なのか悪い言葉なのかと今、はっとさせていただきましたが、いわゆる和東町のほうから寄せていただきますよと。いわゆる出前しますよという意味なんです。だから、注文を受けないと出前はできないものから、まず注文をいただいて、そして寄せていただくと。

今の区の町政懇談会は、いつから寄せてもらいますから日を決めてくださいね、行きますというのは、こちらからお願いするのが今までの町政懇談会ですが、その足りないところの谷間を埋めていくのが出前サロン、相手から来てくださいねと。だけど、1人や2人来てくださいと言われたかであっちこっちいかなきゃなりませんから、何人かそろってもらわんと行きませんよと、こういうことになっているわけでありまして。

そういう意味で、趣旨はそういうことなんです、適切であったかどうか反省はしなきゃありませんが、こういったことは普及して、住民の声を大事にしていこうという形をとってまいりたいと、このように思っております。

このように、真の友達として非常に言いにくいことを言うんだというお話をいただきました。そういったことを受けて、私もいろんな面において熟慮に熟慮を重ねると、こういう時期であります。



いずれにしても、この和東町が住民の皆さんにとって誇れるような、愛していただけるようなすばらしいまちづくりこそ全部が願っていることであろうというように思っております。その意味を受けて、やはり皆さんのご協力をいただかないと、また住民のご協力をいただかないと、なかなかまちづくりというのは進んでいくものではありません。

そういう意味において、これからも精進をさせていただく、これが重要なことだと思いますが、そのことにおいて、ただいま岡田議員からいただきました一般質問は、非常に私にはありがたい質問であったことをお礼申し上げながら、答弁とさせていただきます。

足りないところは課長のほうから答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、岡田議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

町長が私に対して非常に親切丁寧にご答弁をいただきまして、私も恐縮をしております。町長がその言葉をまさかおっしゃられると思ってなかったもので、まことに申しわけない。私こそ失礼を申し上げて申しわけないと思っております。

それで、マウンテンバイクですけども、ルーツ、私はテレビとかはよく見るんですけど、自転車と勘違いしてね、テレビで自転車のやっているやつを見たんですよ。だから、ヨーロッパで起こったことかなと思ったんですけども、見ますと、アメリカのカリフォルニア州で一番初めにそういう自転車で走ると。しかも真っすぐやなくて山道の急激なところを走って自転車を改造して、そういう競技なんです。この競技の参加はごく一部なんですよ。だから、誰もが参加できるわけやないんです。そういうものを和東町で持って、果たして和東町が好むのか、みんなが喜ぶのかという単純な

考えで質問したんです。それよりも全部がこぞって参加できるような自転車の競技はないものかなというぐあいに思ったんです。

そこで、ストライザーというのはね、テレビでもよく出ているんですけど、5歳ぐらいまでの子供が自転車のペダルなしで自分の足で走るんですよ。そういうやつをやっていたんですよ。これは物すごく競技人口も多いし、お母さん方も、それから子供も全部参加をして、物すごく盛り上がるんです。そしたら、そういう競技があるんだったら、相楽郡でもこの辺一円でもお母さん方は子供のために一生懸命ですね。そういう競技のほうがいいのかなと私はふと思ったんです。

だから、町長のおっしゃっているとおり、スポーツの振興、それと基盤整備をしたいということをおっしゃってますね。しかし、この基盤整備といいますとね、朝から藤井議員の質問にもありましたように、和東町の木津信楽線は非常に状況が悪い。そこへ自転車もたくさん走っている。これは絶対に直さないと、車で来てもらっても、そんな状況だったらここは行かんでもいいだろうということで、人が寄ってこないと思うんです。だから、そういうことも十分考えてされたのか。

悪く言えば、上からの押さえつけに、要するに、知事やその周りにいる人が押さえつけて、和東町やってみよと、そういうことをおっしゃったので、もろ手を挙げたのかという、私はこういう疑念を持っていたんです。

だけど、今、答えられたように、湯船の基盤整備、それからスポーツ振興、これはアトランタオリンピックから正式な種目になったと書いてあるんです。オリンピックということは活性化につながるでしょう。まず、それは一つよしと一步譲ったとして、限られた人口、これは何人ぐらいだと思われますか。どなたかご存じの方はおられますか。1,000人ぐらいですよ。愛好者の人口1,000人。ただ、バイクは2台買ったり3台買ったりして、かなりあるんですけども、本当に走るのは1,000人ぐらいというぐあいに想像されておるんです。1,000人ぐらいだったら、湯船のこんなところね、誰しものが参加できるわけがないです。その辺を十分、みんなが参加でき

る競技のスポーツをしてほしかったなということが私の一つの思いです。

それから次に、私がいろんな質問しましたけど、町外の声というのは誰の町外の声を聞いて、交流とおっしゃいましたから、そういう人たちに聞くのか、余り漠然と町外の声を聞くということは、その辺が理解できないことと、出前という言葉すらね、住民の声を聞くのに、その声が出前ということは何たることかということなんですよ。町長はそういう気持ちでおっしゃってへんけども、だけど、そういうぐあいに住民はとらえますよ。区長さんの大事な声を出前ですよ、いらっしゃいと、そんな考えでは政治はできませんよ。やはりもっと丁寧に、やはりもっとわかりやすく、住民がこぞって「町長」「町長」と集まってくるぐらいになってほしいのが私の望みなんです。ですから、まだ回答にはなっておりませんが、要するに、町長がマンネリ化してきたん違うかという率直な話なんですけどね、それは職員の総括さえできてなかったら、町長は決して悪くないんです。マンネリ化が職員の総括ができてない。

もう一度言いますが、夏の参議院選挙のときに大失敗を犯したと。それは町長にも何にもあれですわ。作業したのは職員なんです。もちろん監督は選挙管理委員会ですよ。だけど、そのときにでも町長は職員を明くる日、全員寄せて、そういう失敗が起こっては困ると。だから、もっとしっかりやってくれという訓示一つもやらなくちゃいけない。それもやっておられない。それから、延滞金の問題とか、それから後期高齢者の二重の引き落としとかいろいろありますけども、そういうものは全て町長の緩みから来ている問題じゃないかということで、腹を締めてくださいよと、心を締めてもらわないと、来年4月には町長選挙です。これは一番大事なときなんです。だから、私の思いどおりにいくんだったらそれもよし。しかし、町長は町長で考えを持っておられますので、そういうことは住民が一番デリケートに考えておりますから、そういうことも少し答えてほしいと思います。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、岡田議員の質問にお答えさせていただきます。

私も1,000人ということよりもマウンテンバイクをやろうということで、過日の茶源郷まつりで、グラウンドで子供たちにそういったイベントを実施し、非常に関心が高かったというのが1点印象として残っております。

それと、やはり和東町でマウンテンバイクあるなら、いわゆるマウンテンバイクという教育の中にも入れていく。オリンピックの選手養成みたいなことも考えられるということから考えると、先ほどのスポーツ振興という観点からこれから広めていける要素にはなるのかなと、こんな思いを一つは持ってまして、今、言われるところは知識が足りないところがありましたけども、今もやっぱりこれは振興する中でいけるかなという認識はいたしております。

それと、確かに職員の選挙のときもそうですし、二重引き落としの件だとかいろいろありました。これは本当に住民の皆さんにご心配なり非常に迷惑をかけているところでもあります。この辺のところは初心に戻りながらやっていかないといけない、これは基本の基本中でありまして、訓示というところでは、和東町では毎月、管理職会議だとか、そういうところで町長の最初の訓示になるようなところまでいきませんが、考え方を述べるときとか、そういうときにこれを述べさせていただいて徹底を図っているんですが、それをやるやらんというよりも、こういったことが起こらないようにやっていくことが大事だと。ここは初心に戻って、今のご質問やないけど、考えていかな、もう済んだということやなしに、今、改めて大事なことだなと認識をさせていただきました。

それと、出前サロンの中での話は、岡田議員の言われる考え方というのを今お聞かせしました。ところが、この出前がどこから出てきたかというところを少し私も今、副町長とも話をしながら考えたら、知事の出前サロンなんですね。知事が各町村へ行って、そして住民の皆さんと一緒にしゃべられる。知事が出前サロンという制度を持

っておられます。だから、知事の出前サロンというのがこの京都府下では津々浦々普及されてきていると、こういうことであるのならば、和束町の茶源郷出前サロンとこういうことになった背景があると。これがその名前に至った理由であります。その辺のところをよろしくお願ひしたいというふうに思いまして、今、答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

今の出前サロンの件ですけれども、知事がそういうぐあいにおっしゃっていたということをおっしゃってますけれども、そうすれば、知事は何を言ってもよしと認めるんですかね。出前という言葉そのものが知事が使っていたら、こんなん知事、ちょっとおかしいですよと言うべき姿があってもいいじゃないですか。知事が言うたから、それに乗じてまねをしたと、そんなんでは自分の思考力というのが全くないように思われますね。

町長はいつも言っているように、賢いすばらしい頭を持っておられるのに、出前、出て行ってその意味はわかりますよ、当然。出て行って聞きましょうと。だけど、どうも出前ということに私はちょっとひっかかるんですよ。そういう事情でしたら、それもよかろうと思っておるんですけれども、何回も質問しますけれども、要は4期目来ました。だから、職員のことについても若干緩みもあった。その辺も反省していくというぐあいにおっしゃっています。

一番根本的な結論は、来春についてはどういう考えを持っておられますかということをお聞きしたかったんです。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今現在、ご質問の中でも出ておりましたように、今、一生懸命、後期基本計画の各区の説明に回って、とにかく期限いっぱい、役場は継続ですので、継続性が重視されております。だから、今はそれに邁進しているところでありまして、今、ご質問については適切な時期に判断をさせていただくと、このように思っているところでありませう。今ではない。適切な時期に判断をさせていただくと、こういうことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

今、第4次総合計画のことを地区に回って説明しているということをおっしゃっておりましたね。28年度は私が会長で、答申を出させていただきましたね。だけど、その当時、4月なら4月、早い時期に回ろうとするならばできるはずなんですよ。なぜ今なのか。来年選挙の4カ月前のなぜ今やるのか、そういうことも私は疑問に思うんです。

間際になってから行政懇談会でいろいろ住民の声を聞く、これはいいことですが、聞いてできる保証はありますか。意見を聞きます。返事だけですね。聞いて、これをやらせていただきます、頑張らせていただきますという保証はないですよ。来年の3月までで任期が終わりなんです。後のことを私はこれから町長がいろいろ時期を待つと言われると思うんですけれども、それやなくて、私は当初、4月なら4月ごろから、実は答申が出ました。だから、住民や区長さんに寄ってもらったり行ったりしてね、どういうことですか、町道整備もどうなんですとかいろいろなことを聞いた上で来年の予算に何とかしたいという思いはありますけれども、今、にわかにあれもこれも来年どうするこうするということ、こんなんできるはずないんですよ。

前のときもそういうことをされた。選挙前に回られたということを知っておるんですけれども、それは住民は、多分、行ったところへは、何で今ごろ来るねやと、何しに来

るねやと。確かに、いろんなことをおっしゃっているから、実績を認める人もいるけども、なぜ今なのかということが疑問点の住民の人が多いと思うんです。だから、私は、あえて嫌われ役ですけども、それを町長にお尋ねしとるんです。いかがですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほども言いましたように、前期がそのときであったかどうかは別として、いわゆる基本構想のスタートのときに回らせていただきました。この時期はいつかというのは、年度は私、ありませんが、もし年度でしたら課長から答弁させます。

そして、後期基本計画の最初、この基本計画を今の区長さんに4月の当初に、今回は後期基本計画で回らせていただくと、こういう時期で言うて、これが今まで進めてきた内容ですので、お話しし、それが各区長さんから、いつやりますという答えをいただいたのがここに集中したと。いわゆる農繁期が避けられるという。なぜかというたら、やっぱり農繁期はどうしても避けられるという事情があって、毎回、秋ごろが通例になっているようであります。

しかしながら、なぜかというときには、大事なことはそういうことやなしに、行政の継続性が大事でありますので、継続性をやっていくということに重んじてやっていると、こういうことでもありますので、やらなきゃならんことはやっていくと。最初に町政懇談会を持たなきゃならんということは、それに左右されず、やっぱり履行していくと、こういうことが大事だという認識でやらせていただきました。

以上です。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

町長の素直な本音がだんだん出てきまして、別に意図もないということだと思われ  
ます。

住民はそういうことやなくて、いろいろ勘繰ったり、誰が出るのか、議員の中にも  
有数な人が何人かおられます。この人らも出るのかといういろんな議論ありますので、  
とりあえず町長は一生懸命仕事を全うしていただき、その結果、よい結果が出ればよ  
し、悪けりゃ悪いと私はそう思います。ですから、町長、あと4カ月間、十分専念を  
していただきまして、住民の皆さんに理解いただけるような立場になってほしいと、  
そういうことを望んで、私の一般質問を終わります。

○議長（畑 武志君）

岡田 勇議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ではございますが、ただいまから3時40分まで休憩いたします。

休憩（午後3時25分～午後3時40分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第60号 和束町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を  
議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第60号の提案理由を申し上げます。

町営第3中西団地住宅の建てかえ工事の完了に伴い、和束町営住宅設置及び管理条  
例の一部を改正する必要が生じたので、ここに提案をさせていただいた次第であ  
ります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。



○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、議案第60号につきましてご説明させていただきます。

議案第60号

和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成28年12月14日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、条例の改正部分でございます。

和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

和東町営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表1中「昭和49年度」を「平成28年度」に、「10戸（簡2）」を「6戸（木平）」に改める。

別表2中、「第2中西団地駐車場、和東町大字別所小字中西29番地、8」を「第2中西団地駐車場、和東町大字別所小字中西29番地、8」「第3中西団地駐車場、和東町大字別所小字中西16番地の3、6」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議長の許しを得ておりますので、新旧対照表を1枚飛ばしまして、おめくりください。

まず、3ページの現行のほうでございます。6段目の第3中西団地、和東町大字別所小字中西16番地の3、建設年度、昭和49年度、10戸（簡2）を2ページに戻りまして、6段目、第3中西団地、和東町大字別所小字中西16番目の3、平成28

年度、6戸（木平）に変更させていただきます。

おめくりいただきまして、別記2でございます。

同じく、5ページ、一番上の第2中西団地駐車場と第5中西団地の間に4ページの改正後です。第2中西団地駐車場、和東町大字別所小字中西29番地、8の次に第3中西団地駐車場、和東町大字別所小字中西16番地の3、6を加えます。

以上、議案の説明とさせていただきます。

慎重審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

今回の条例につきましては反対するものではございませんが、今回の新しくできました町営住宅につきましては、その利用についてお聞きしたいんですけれども、地域住民の方から質問もいただいております、空室があるというようなことを聞いておりました、何室空室があるのか、その辺の確認をさせていただきたいのと、これは多分、有事の際とか災害が起きたときに入っていただくためのものかというふうには思うんですけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、竹内議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、中西団地につきましては、3室入居の予定をしております。残り3室が現在空き室になる予定になっております。

あわせまして、質問の件ですけれども、ここ数年、住宅建てかえを続けてきておりま

す。その関係で、他の住宅の中で空き室が若干ありました。これにつきましては、現在、第3中西にお住まいの方が借り入居しておられます。この入居が全てもとに戻られた段階で新たに検討するように考えています。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

私のほうも調査しないでこういう質問するのは申しわけないんですけども、近くの住民の方が、あいているのにどうして入れてくれないのかとかいう、そういうご質問をいただいております、以前にも相談を受けたことがありまして、それは自宅をどうしても出なければならなくなったときに、ここに入所できないかと審議会にかけていただいたんですが、それはだめやったんです。今、審議会がどういう人数で、どんな運営をされているのか、審議会というところで決定をいただかないと入所には至らないのか、その辺のシステムを改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

竹内議員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町営住宅入居者選考委員会というのがございます。この委員会につきましては、学識経験者4人、社会福祉団体の役員さん4人ということで、8人で構成させていただいております。

入居につきましては、うちの今の住宅につきましては低所得者向けの住宅で、あわせて、今回つくりました住宅につきましては高齢者向けということになります。その関係で、まず書類審査をさきにしていただいた上で、その中から上がってきた方を審議会にかけて、その結果、入居に至るという順番を踏んでおります。

その関係で、前の方がどういう状況やったのか私はわかりかねるんですけども、そ

のときに何かのところで審査が通らなかったのかということがあるのと、それから、も1点は、ここ数年、建てかえを中心にしてきておりまして、空き住宅につきましても、若干置いたままで来ているのが現実でございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

はい、わかりました。

今後におきまして、本当に皆様が納得できるような方法でぜひ管理入所よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、竹内議員のほうからも話があったわけですが、私のほうの観点からもう少しお聞きしたいと思うんですが、今、空き室の関係の話がありました。今回の建てかえが完了したということで、一定、今後も入室については検討していきたいということだと思っておりますけども、10月に課長にいただいた資料では、その時点で空き家が20あるというふうに示していただきました。それで、いろいろと建てかえの事情であるとか、建てかえに伴って移動しなくちゃいけないとかいう、いろいろ事情があったことはあると思っておりますけども、ちなみに聞きたいんですけども、町営住宅の入居の募集というのを、この間、最後にされたのはいつでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

済みません、資料を今、持ち合わせてないんですけども、たしか4年ぐらい前だっ

たと思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

といいますのは、いわゆる町営住宅というのは、基本的に一つあいていたとしても、そこが入居可能である物件であるならば、希望者が例えば5人、10人いたとしてもその中で審査を受けて、抽せんも含めて埋めていくというのが基本的に住宅行政だということに思うんですけども、要は、この間、何年かにわたって募集さえされてなかったということだと思うんですね。それについて、住民の方からも、どうしてなんだろうかと。あいているのに、なぜ募集しないのだろうかというような疑問の声が上がっていたのも確かなんです。その辺、ここ数年ずっと募集してないというのは、全て、例えば建てかえに伴う事情があったからなのか、本当に全く1戸たりとも募集をかけるような物件はなかったのか、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

確かに今のおっしゃるとおりで、基本、建てかえを重視に動いておりましたので、入居に関しては建てかえ後するということで、住宅の空きを置いております。

これにつきましては、実際のところ7戸の住宅があいてまして、そのうちの3戸については、今、借り入居に使っております。残りの4戸につきましては、今年度に改修をかけまして、直した形と、それから新たに今、建てた空き室を合わせまして募集をかける準備を今、進めているところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そういうことで、今後、募集をかけていくということであれば、それはそれでいいんですけども、ただ、この間、聞いた話では、例えば、先ほどもありましたように、ぜひ入居したいとか、家がないだろうかというような、そういう問い合わせがあったとしても、その辺の事情というものは十分ちゃんと説明されなくて、とにかくないんですみたいな感じで、十分対応していただけなかったというのかあったと思います。ですから、それならそれで、なぜ募集しないのか、なぜ入居ができないのかということ、やはりこれまでもちゃんと説明して納得いただく必要があったと思うので、今後そういうことはないとは思いますが、そこはちゃんとしていただきたいと思うんです。あとですね、その辺は今後募集されるということですので、またそれは見届けたいと思います。

それと、もう1点、先ほど出ました入居する際の選考委員会ということなんですけども、先ほどこの選考委員会のメンバーというのは8人おられて、学識経験者が4人、社会福祉関係が4人というふうに言われましたけども、どなたかは別にしても、具体的にどういう肩書きというか、どういう方がメンバーになっておられるのか、もう少し詳しく説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

学識経験者4人につきましては、町の理事者、それから人権擁護委員さん、部落解放同盟の支部の方2名、それから団体のほうからは民生委員さんを中心とした方を4名入れていただいております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それで、今、そういうふうにご答弁いただいたんですけど、今、町営住宅というのは、いわゆる一般住宅になってますよね、特別法が終了して以降に。もともとは同和住宅として建設され、また運営もされてきましたけども、今はいわゆる一般住宅として運営をされて、一定の入居基準はあると思いますけども、いわゆるそういう同和とかいうわけじゃなくて、町民の中で広く入っていただけるというふうになっているというふうに思うんですね。

そこで、今、言われましたように、今の現段階で、この選考にかかわる委員の中にはなぜ運動団体の幹部の方が入らなければいけないのかということなんですね。以前はいわゆる特別法があったときはですけども、いわゆるいろんなそのときの、いい、悪いは別にしても、制度を利用する際には窓口一本化であるとか、いろんなことがありまして、そういったことが必要だったのかもしれませんが。でも、今は一般住宅になって、どなたでも入居できるという状況になりますから、そういう枠がないということであれば、そういったメンバーに運動団体の方を入れるということは意味がないんじゃないかと思うんですね。意味がないし必要ないというように思うんです。その辺はどうですか。今後見直されないんですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、言われるように、支部の方が入っておられたというのは、過去の経過がございます。多分、これ推測の部分も若干入りますけども、基本、住宅の近所のおつき合い、コミュニティ等の関係から、当時はそういう方が選ばれていたということになるかと。それと、もう一つは、いろいろな運動団体の中のかち得た部分もあったのかと私も推測しているところでございます。

今後につきましては、委員選考につきまして、いろいろ庁内でも調整させていただきまして、その辺の配慮できる範囲でさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、課長はそういうふうに言っていただきましたけど、町長、そういうことで、やはり現状からすれば、運動団体の方を選考委員会に入ってくださいという必要性もありませんし、今はあれですけど、次年度以降というか、本当は募集をかける際であれば、それ以前に改正といいますか、かえていただきたいというふうに思うんですけども、その辺、具体的に町長はどういうお考えですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

一番さきには、和東町営住宅という設置要綱があります。その設置要綱の目的の趣旨にかなうために、今日的な中で、今日的な課題として、今日的な判断に基づいて処理します。

それは今日的な中で、過去にもそうした経験があると、阻害するものでもありませんし、除外するものでもありません。含めて、今日的な課題の中で必要な判断をしていくと、こういうことであろうと思っております。その辺は今、建設課長が答えた答弁だというように理解しています。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

今、皆さんが質問していただいた関連なんですけど、第5中西団地が、今、2軒あい



ているということを聞いているんですが、その確認をお願いしたいんですが。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、和東町営住宅の空き部屋ですけども、先ほど竹内議員にも答弁させていただきましたとおり、新たに建てました第3中西団地が三つと第5中西団地が二つがあい  
ております。改修をかけて、今後、修繕の結果、使えるという団地が四つ、計九つを  
今後対応していきたいというように考えています。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

私が聞いているのは、第5中西団地が2軒余っていると。これは完成になってから  
かなりの時間がたっていると思います。今までの団地と違って、第5中西団地は新築  
であって、家賃も上がっていると聞いてます。だから、遊ばしておくのは無駄じゃな  
いかと思います。だから、その辺をどう考えておられるのか。

それと、これは高齢者向けということになってますが、高齢者というのは何歳から  
高齢者という認識をされておられるのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

基本的には60歳以降、65歳以降の方と判断させていただいています。

第5中西団地につきましては、確かに、約1年、今現在であきを出しております。  
実はここにつきましては、高齢者が一つと、それから2階建てが1戸あります。その

関係で、今回の第3中西の完成と合わせてやりたい平家が1軒、それから新たに改修をかける4軒と合わせてやりたい1軒ということで、現在まで置いたままになっております。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

理解はできました。しかし、やはり先ほど言ったように、新築の部分は早いこと埋めていただくように。そうせんと、やはり投下した資本が無駄になりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第60号 和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第60号 和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第61号 京都地方税機構規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第61号、京都地方税機構規約の一部を変更する規約についての提案理由を申し上げます。

京都地方税機構が処理する事務に新たに自動車取得税、自動車税及び軽自動車税に係る申告書等の受け付け等の事務を追加するため、その規約の一部を変更することについて、京都府及び京都市を除く福知山市ほか23市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

私のほうから、議案第61号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをお開きいただきたいと思います。

議案第61号

#### 京都地方税機構規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、京都地方税機構規約（平成21年6月和束町議会定例会議決）の一部を次のように変更する。

平成28年12月14日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、議長のお許しをいただいておりますので、新旧対照表に続けて添付しております議案の概要によりまして説明させていただきます。

今回の規約変更につきましては、車体課税に係る見直し内容及び実施時期が決定されたことを踏まえ、納税者利便の向上及び業務の効率化を図ることを目的として、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の受け付け業務等の課税事務の共同処理を平成29年4月から新たに開始するというものでございます。

第4条に係る部分でございますが、共同化の範囲ですが、既に本年度から軽自動車税申告書等のデータ化が始まっております。それに加えて、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税申告書等の受け付け、税額の算定、税額の算定は軽自動車税を除きます。そして、調査を平成29年4月から共同化するというものです。

1枚めくっていただきまして、右側のページをごらんいただきたいと思います。

自動車関係税受け付け事務の流れを図式化したもので、上が現行、下が変更案となっております。

現在、軽自動車の納税者は、購入時や譲渡を受ける際、軽自動車税や自動車取得税の申告書を京都地方税務協議会に提出します。また、普通車の納税者は、購入時や譲渡を受ける際、自動車税や自動車取得税の申告書を京都府の自動車税管理事務所に提出します。その後は、軽自動車を例にとりますと、京都地方税機構においてデータ作成され、市町村においてそのデータを取り込み、賦課決定するという流れになっております。

変更後は、軽自動車も普通車も申告書を京都地方税機構に提出する、一本化するということとなります。

ページ戻っていただきまして、共同化の体制でございますが、軽自動車税申告書等のデータ化業務は業務委託で、受け付け等業務は職員10名程度を確保するとともに、臨時職員等を9名程度雇用する計画となっております。

なお、共同化に伴う新たな機構職員について、市町村からの派遣は想定されておられません。

この共同化に係る経費でございますが、大きい2番に記載しております。

現行ベースで計算されておりますが、29年度も同額の予定でございます。

表の太枠で囲ってある部分をごらんください。受け付け等の共通経費として9,000万円、個別経費として200万円を予定しています。

めくっていただいて、分担方法ですが、規約変更の別表に係る部分になります。こ

れも太枠の中をごらんいただきたいと思います。

共通経費の分担方法の考え方を記載しております。

まず、税目ごとの業務量を算出し、その割合で府と市町村の負担割合を算出します。

表の下の括弧内に記載しておりますとおり、京都府と市町村の負担割合は、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の申告書等の件数及び税目ごとの確認内容の違いによる業務量の差も係数化し算出しており、平成29年度の京都府と市町村の負担割合は90.2対9.8となります。

また、町村ごとの負担割合は申告書等処理件数割で案分され、平成29年度における本町の負担割合は3万円となっております。

なお、今後の予定といたしましては、各構成団体の議会で12月中に議決をいただき、来年1月に総務大臣への規約変更許可申請、そして4月から受け付け業務の協働開始という流れになっております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今回、自動車関係の課税業務を地方税機構に共同化するということが内容だというふうに思いますが、今回のこういった地方税機構そのものも問題がありますが、課税にかかわる自治体の自主権にかかわる侵害につながるものだとして、私は賛成できません。

その上で幾つかお聞きしたいんですけども、先ほどの説明の中で、自動車取得税云々の平成29年度から調査というものも共同化の範囲に入っておりますけども、これはどういうものでしょうか。それと、共同化の体制の中に軽自動車税申告書等の

データ化業務が業務委託というふうになっておりますけども、委託先はどこなのか教えていただけますか。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

業務の委託先についてでございますが、今、これから選定ということになるかと思えます。

それから、調査については、申告書の内容に疑義がある場合に調査をするということと聞いております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

先ほどの業務委託については、今後選定されるであろうということですが、大体予定される委託先というものはどういうものがありますか。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

それにつきましては、申しわけございません、私のほうで承知しておりませんので、また確認したいと思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

これまでも地方税機構の関係でいいますと、税機構としていろいろな業務について、

直接業務をするのではなくていわゆる民間であるとか、そういうところに業務委託している、そういった例が多く見られると思うんですね。これはやはり本来、行政として守るべき納税者のデータ、情報というものを民間に流していくような、いわゆる個人情報守秘というのはあると思いますけども、大変危うい問題も含んでいるというふうに思うんですね。わざわざそういうところに業務委託しなくてはいけないという点では思うんです。

それとですね、この職員10名程度を受け付け業務等で雇用するというふうになっておりますけども、これはどういう仕事をされるのか。例えば、共同化しなければ必要ない職員というようになると思いますけども、こういうふうにしなければ何か不都合でもあるのか、その辺、説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

10名程度ということについては、税機構の職員、現在おる職員の中で回していくということでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこに、ほか臨時職員等9名程度雇用するって書いてありますよね。税機構の職員をそのままということではないというふうに思うんですけどね、ここに書いてあるとおりであれば、新たに雇用するということだというふうに思います。

それで、町長ね、やはりこういう問題というのは、地方税機構のあり方の問題ですけども、というよりも、税に関する業務に関するあり方の問題ですけども、やはりこの間、徴収業務を中心に地方税機構に移管をされて、今ずっとされております。この

間、先般の決算委員会でも一定の議論がありましたけども、そのことによって税の業務というものが大変わかりにくくなっている。町としてのいわゆる業務というのは大変弱化しているというね。いわゆる滞納を抱えておられる、そういった納税者に対する訪問というものを町はしていないと。税機構に全部移管しているという話があって、町として住民の方の実態状況を把握するという業務そのものが弱くなっているという傾向が大変顕著になっているというように思うんですね。

かといって、税機構のほうで丁寧な納税者に対する対応をしているのかといえ、向こうも大変人手不足で、一々訪問もされない。いわゆる督促をして、応えがなかったら差し押えみたいな、そういう流れになっているというように思うんですね。

これに加えてですね、こういう課税業務までどんどん地方税機構の業務に共同化していくことになれば、ますますそういった傾向に拍車がかかるというふうに思いますし、町としてのそういう税務に対する責任というものがどんどん弱くなっていると言わざるを得ないと思うんですね。

課税自主権というものをご存じだと思いますけども、自治体として、それぞれそういうものを持っているわけですね。そういうものがどんどん形骸化していつているということが今回の改正にもあらわれているというふうに思うんですけども、その辺、町長はどのようにお考えなのか、そういう傾向はよしとされているのか、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

課税の権限は自治体が持っていることには変わりはないわけなんです。その課税権の行使の事務を共同化していくという、こういうことであるわけです。これは今日的な課題の中で効率を高めていこうと、こういうところに優先されたような形で見えますが、それに伴って、今、岡本議員言われるように、粗雑になるというところをどう防いでいくのかと。これは効率と合わせて、一緒になっている税機構と和束町が連携



をとりながら、そうした疑念のあるところを補っていくという住民サービスの維持に努めるというのは当然だと思いますので、和東町としては、効率の面もこうしてやりますが、そういった現状の住民サービスといたしますか、そういったきめ細かなサービスには心がけていくというところには変わりはないというように思っております。

先ほどどこへ委託、いろんなものがありますが、税機構そのものも公共団体の公的な機関というように位置づけてまして、これからさらに今、言われたようなことも含めて、住民本位の中で考えていくというのは大事だと思っておりますので、その点も声は上げていきたいと、このように思っております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

先ほど町長は、課税自主権は保たれているけれども、いわゆる事務の共同化なんだと言われたけど、事務なくしていわゆる課税業務というのはないわけですよ。自治体の課税自主権というものは、そういう具体的な業務というか、事務があってこそ権利なわけで、それだけ切り離して、何か題目だけが残っているみたいなことに今なってきているというふうに思うんですね。

先ほど、事務がいろいろ煩雑になってきているとか、納税者に対するサービスというか、そういう働きかけそのものが大変問題を含むものになっている部分もあるというふうには言っていただいていますけども、やはりこういった方向というのは、ますますそういう方向に流れていくしかないというふうに思いますし、やはり今後、税機構の構成団体としてそういったものについてはちゃんと発言すべきは発言していただいて、あくまで納税者の権利、生活というものをちゃんと守っていくということをしていただくことを要望して質疑を終わります。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第61号 京都地方税機構規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第61号 京都地方税機構規約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る12月19日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

なお、この後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さん方は委員会室にお集まりください。

午後4時18分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 29 年 2 月 14 日

和東町議会議長 畑 武 志

署名者 和東町議会議員 村 山 一 彦

〃 和東町議会議員 吉 田 哲 也